

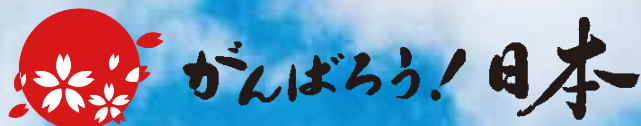
ANTA NEWS

vol.242

2018

9・10

september/october



巻頭言

豪雨災害からの観光復興と旅行需要喚起に
しっかり取り組もう／ANTA会長
第19回 常任理事会、第183回 理事会
観光庁、旅行業法施行要領を
平成30年7月30日付で一部改正
平成30年度 旅行業務取扱管理者定期研修
ANTA主催 苦情対応勉強会

特別寄稿

特集 ウズベキスタン 大シルクロードの真珠



ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION
一般社団法人 全国旅行業協会

巻頭言

豪雨災害からの観光復興と旅行需要喚起にしっかり取り組もう／ANTA二階会長 2

協会情報

第19回 常任理事会、第183回 理事会 3・4

平成30年7月豪雨に対する全国旅行業協会の対応 5

平成30年7月豪雨観光支援事業費補助金の創設 5

旅行業法施行要領を平成30年7月30日付で一部改正(観光庁) 6・7

旅行業務に関し取引をする者に対する書面交付の義務付け(確認)

平成30年度 定期研修(下半期)9都市10会場で開催予定 8

高知県送客キャンペーンの実施 9

ANTA主催 苦情対応勉強会 10

支部だより(埼玉県支部・大阪府支部・高知県支部・長崎県支部) ... 16~19

お知らせ((一社)群馬県旅行業協会) 20

観光庁 主要旅行業者の旅行取扱状況速報 27

平成30年6月・7月 正会員入会者・退会者 32・33

(株)全旅からののお知らせ 34・35

パズルでひと息／全旅協の動き 36

特別寄稿

ウズベキスタン-大シルクロードの真珠／..... 14

ウズベキスタン共和国 ガイラト ファジロフ駐日特命全権大使

コラム

連載「Q&Aで考える旅行法務へのささやかなる接近」(第9回)..... 23・24

連載「添乗からのメッセージ」(第49回) 29・30



第19回 常任理事会



第183回 理事会



苦情対応勉強会



定期研修(東京会場)



〈表紙の写真〉
瀬沢カール
からさわカール
長野県松本市安曇にある日本
有数の氷河圏谷。氷河によって
削り取られた谷に位置する標高
2300mの別天地で、穂高連峰を
ぐるりと仰ぎ見る光景は圧巻。
紅葉の名所としても有名であり、
秋には全国から多数の登山者
が訪れる。

【ANTA NEWS】2018年9・10月号

発行元 一般社団法人 全国旅行業協会 〒107-0052 東京都港区赤坂4-2-19 赤坂ジャスタースビル3階
発行日 平成30年9月1日発行
※本誌掲載の記事、写真、イラストの無断転載を禁じます。

大河ドラマ

SEGODON

西郷
どん

せ

ご

西郷どん
大河ドラマ館

— 明治維新から150周年の節目を迎えた2018年 —

幕末の英雄にして、維新の立役者 西郷 隆盛(吉之助)

愛と勇気で時代を切り拓いた男の激動の生涯を描く物語、

大河ドラマ「西郷どん」の世界観を楽しく体験!

ドラマの舞台は奄美・沖永良部
そして維新へ—

大河ドラマ館も
展示内容をリニューアル



美しい奄美の空と海を背景に、吉之助と愛加那の衣装や等身大パネルを展示。沖永良部で入れられた“野ざらしの牢”は、フォトスポットとしてお楽しみください。



西郷・大久保家のスタジオセットの一部を再現。吉之助らの衣装を着て、記念撮影も楽しめます。

期 間 2019年1月14日(月・祝)まで 無休

場 所 鹿児島市加治屋町20-1(鹿児島市立病院 跡地)

時 間 9:00~17:00(最終入館16:30)

入場料 大人600円(高校生以上)、小人300円(小・中学生)

駐車場 普通車:200台、バス:18台 ※いずれも有料

お問い合わせ 西郷どん 大河ドラマ館 ☎099-808-3153

ホームページ <http://www.meijiishin150countdown.com> 西郷どん ドラマ館 検索

公式ツイッター @segodondramakan

夜間の
貸切営業の
ご案内

100名以上の団体の場合、大河ドラマ館の貸切営業も可能です。特別なツアー商品造成等をご検討中の旅行事業者様など、ぜひお問い合わせください。

■貸切営業をできる要件等 [入場人員]100名以上 [実施日時]大河ドラマ館が実施する開館時間延長日※以外の17時以降

■申込方法 「団体入場券購入申込(兼)団体入場申請書」で、西郷どん 大河ドラマ館へお申し込みください。(入場予定日の45日前までに申請ください。)





第19回常任理事会(永野末光副会長による開会挨拶)(平成30年7月18日)

「苦情弁済委員会」 6月15日
開催…①平成30年度苦情対応
勉強会、②認証申出案件
「経営推進委員会」 7月13日
開催…①高知県送客キャンペ

1.平成31年度(第55回)定時総
会の日程等(案)
平成31年度(第55回)定時
総会の日程等(案)について提
案され、協議の結果原案どお
り承認され、次回の理事会に
提案することとなった。

第183回理事会が、平成
30年7月19日(木)10時より、
銀座東武ホテルで開催された。

第183回理事会

第19回常任理事会

第19回常任理事会が、平成
30年7月18日(水)13時より東
京都千代田区の都道府県会館
会議室で開催された。
会議に先立ち、平成30年
7月豪雨で犠牲になられた
方々に対する黙とうが捧げ
られた。
その後、会議に入り、会議の
冒頭、永野副会長より開会挨
拶が、続いて(株)全旅中間社
長より来賓挨拶がなされた。
その後、常任委員会報告に移
り、各委員長より、以下の活動
報告がなされた。

この他、地方支部長連絡会
活動状況報告、平成30年度国
内旅行業務取扱管理者研修
の実施結果、旅行業務取扱管
理者定期研修の実施状況、
(株)グリーンツアーに関する
認証決議、平成30年7月豪雨
による被害状況等について報
告された。
引き続き協議事項に入
り、以下の審議が行われた。

①の応募手続き、②福島フォ
ーラムの本部スローガン、③ツア
ー登山ワーキンググループ委員
の選任

2.第15回国内観光活性化フォ
ーラムの開催(案)
第15回国内観光活性化フォ
ーラムの開催地(案)について提
案され、協議の結果原案どおり
承認され、次回の理事会に提案
することとなった。

3.第20回常任理事会及び第
11回支部長連絡会の開催(案)
第20回常任理事会(9月26
日)及び第11回支部長連絡会
(9月27日)を福島県内で開催
することが提案され、協議の結
果原案どおり承認された。

4.新規入会申込者(案)

新規入会申込者として、条
件なし入会4支部4社、条件
付き入会18支部49社の入会申
込みについて提案され、協議の
結果原案通り承認され、次回
の理事会に報告することとな
った。

第19回常任理事会
第183回理事会

巻頭言



豪雨災害からの観光復興と旅行
需要の喚起にしっかり取り組もう



一般社団法人 全国旅行業協会
会長 二階 俊博

猛暑の夏から秋を迎えようとしています。ANTA会員の皆様におかれては、夏の旅行繁忙期
でのお客様への対応に懸命に努めていただいたところであります。

さて、この夏は各地で猛暑が続く一方、7月上旬の西日本を中心とした各地での集中豪雨の発
生や相次ぐ台風の来襲により、甚大な豪雨災害が発生しました。これらによって、犠牲になられた
方々のご冥福を謹んでお祈りいたしますとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し
上げます。

現在、被災地域の交通、生活インフラなどの復旧と被災地の支援活動が急ピッチで進められ
ております。我々旅行業界としても、被災地及びその周辺の正確な情報の提供、風評被害の発
生防止に努めるとともに、被災地域の日も早い観光復興のために、送客支援等の旅行需要の
喚起にしっかり取り組むことが大切です。

観光庁は、「平成30年7月西日本豪雨」により深刻な被害を受けた11府県において風評被害
の防止、観光需要の早期回復を目的として、今般、周遊型旅行やボランティア活動を促進するた
めの補助金制度を創設し、旅行業協会へ本制度の活用についての協力依頼がありました。被災
地域の観光需要の早期回復のため、本制度へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、東日本大震災の発生から7年余りが経過しましたが、まだ途上にある東北、福島
の観光復興の一助となれるよう、地元自治体のご協力も頂きながら、来年2月15日に、「第14回国内観光
活性化フォーラム」を、福島県郡山市の「ビッグパレットふくしま」で開催する予定です。その前日
には、(株)全旅の主催による「全旅インバウンド商談会inふくしま」も開催されます。現在、本部・地
元実行委員会が懸命に準備を進めておりますので、全国の会員の皆さんの積極的なご参加を
お願いします。

また、今年度も訪日外国人旅行者は順調に増加を続け、8月中旬の時点で昨年より1ヵ月早く
2000万人を超えました。2019年のラグビーワールドカップの日本大会、2020年の東京オリンピッ
ク・パラリンピックなどの国際的な大イベントを控え、訪日外国人旅行市場への旅行業界としての
取組が益々重要になってきています。

旅行業を取り巻く環境変化は、誠に激しいものがありますが、このようなときこそ全国5600社の
ANTA会員の皆さんが環境変化に迅速に対応して、国内旅行の活性化と諸外国との双方向の
人的交流の促進のために力を合わせて取り組むことが何よりも重要であります。

観光が明るくなれば、世の中は必ず明るくなります。今こそ平和産業である観光に関わる関
係者が一体となって長年の経験と英知を結集して旅行業の発展のために奮起することを期待
しております。

平成30年7月豪雨に対する全国旅行業協会の対応

平成30年7月豪雨により被災された皆様ならびにそのご家族の皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。皆様の安全と、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

平成30年6月28日以降、台風7号および梅雨前線等の影響による集中豪雨により、西日本を中心として甚大な被害が発生いたしました。その後、7月29日(日)に三重県に上陸した台風12号は通常の台風進路とは逆走し、西日本の各地を中心として更なる被害が発生しました。

これらの状況に鑑み、当協会では、7月7日(金)に支部事務局を通じて会員の被害報告を調査し、8月8日現在4支部10会員の事務所が浸水による被害を受けたことが確認され、当該会員に対して災害見舞等に関する取扱基準に基づくお見舞金をお渡しいたしました。また、併せて全国の支部を通じて義捐金の呼びかけをお願いすることとなりました。

その後も、当協会では、支部事務局を通じて平成30年豪雨の影響による旅行キャンセルの発生状況について調査を実施し、526社から5,094件のキャンセル件数、72,364人のキャンセル人数、9億391万円の取扱額のキャンセル被害報告が確認されました。(詳細は一覧参照のこと)

当協会ではこれらの状況に鑑み、被災会員及び支部への支援、義捐金の募集、被災会員への融資要望、キャンセル結果をもとに国等へ支援措置の要望、正確な情報の提供について周知を行っております。

なお、今後、風評被害による二次被害の発生が懸念されるため、更新される政府や都道府県等関係機関が公表する情報を踏まえて、平成30年7月豪雨、その後の台風などの被害に関する正確な情報の収集と消費者への提供について会員の皆様におかれましては、ご理解、ご協力をお願いいたします。

平成30年7月豪雨の影響による旅行キャンセル発生状況調査結果(8月3日現在)

【集計結果】

都道府県数	種 別	提出社数
	第1種	8 社
43 都府県	第2種	296 社
	第3種	221 社
	地域限定	1 社
	合 計	526 社

【旅行キャンセル発生状況】

旅行出発日	件数	人数	取扱額
6月28日 ～7月12日	2,882 件	47,734 人	4億9,895万円
7月13日 ～31日	1,542 件	17,121 件	2億4,588万円
8月1日～以降	670 件	7,509 件	1億5,907万円
合 計	5,094 件	72,364 件	9億391万円

【参考】※一人平均の取扱額 約12,491円

平成30年7月豪雨観光支援事業費補助金の創設

観光庁では、平成30年7月豪雨で宿泊キャンセルが相次いでいることから、今回の豪雨により災害救助法の適用地域となった11府県(岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡)で風評被害を防止し、観光復興を図るため新たに平成30年7月豪雨観光支援事業補助金を創設しました。

これを受け、上記11府県では、本補助金を活用し新たに支援制度を創設することになりました。

今回の補助事業のうち、周遊旅行促進事業では、「11府県のうち二府県以上の府県において、二泊以上連続して宿泊した旅行者に対し宿泊施設が宿泊料金を割り引いた場合に、各府県が宿泊施設に対しその一定程度(岡山、広島、愛媛では一人一泊当り最大6,000円、それ以外の府県では一人一泊当り最大4,000円)を補助するものです。

なお、今回の補助事業では、募集型企画旅行以外に受注型企画旅行や手配旅行も補助の対象になります。当協会としましても、今後、平成30年7月豪雨復興キャンペーンを通じて被災府県への旅行需要の喚起への協力を会員各社に呼びかけて参ります。

〔参考〕11府県の補助制度の詳細につきましては、各府県のHP等をご覧ください。



第183回理事会(國谷一男副会長による開会挨拶)(平成30年7月19日)

会議に先立ち、平成30年7月豪雨で犠牲になられた方々に対する黙とうが捧げられた。

その後、会議に入り、会議の冒頭、國谷副会長より開会挨拶がなされた後、近藤副会長が議長となり議事が進行された。

議題として、平成31年度(第55回)定時総会の日程等(案)、第15回国内観光活性化フォーラムの開催(案)、について審議された。主な内容は次のとおり。

議題1.平成31年度(第55回)定時総会の日程等(案)

平成31年度(第55回)定時総会を6月27日(木)12時30分から都市センターホテルで開催することが提案され、審議の結果原案通り承認決議された。

議題2.第15回国内観光活性化フォーラムの開催地(案)

平成31年度の第15回国内観光活性化フォーラムを熊本県熊本市で開催することが提案され、審議の結果原案通り承認決議された。

審議終了後、報告事項に入



第183回理事会(平成30年7月19日)

り、常任委員会の活動状況、平成30年度国内旅行業務取扱管理者研修の実施結果、新規入会申込者、(株)グリーンツアーに関する認証決議などについて報告された。

観光庁が旅行業法施行要領を平成30年7月30日付で一部改正 旅行業務に関し取引をする者に対する書面交付の義務付け（確認）

旅行業法施行要領の改正 （観光庁）

観光庁は、旅行業法施行要領を平成30年7月30日付で一部改正した。

主な改正事項は、「旅行業の定義」「事業性」を営利性、募集の不特定多数性、反復継続の観点から総合的に判断、「旅行サービス手配業の定義」「営業所の登録」等であり、平成29年7月に発出された「自治体が関与するツアー実施に係る旅行業法上の取扱いについて（通知）」等の通達の内容が反映されている。

詳細については、会員専用ホームページに掲載の旅行業法施行要領をご確認のこと。

旅行業法施行要領（当協会会員専用ホームページ）
<http://www.anta.or.jp/mmb/news/detail/4762.html>

国際観光旅客税に関する旅客への案内文について（当協会会員専用ホームページ）
<http://www.anta.or.jp/mmb/news/detail/4772.html>

旅行業務に関し取引をする者に対する書面交付の義務付け（確認）

本年1月4日に施行された改正旅行業法により、旅行者等は旅行者への書面の交付に加えて、新たに「旅行業務に関し取引をする者」に対しても書面の交付が必要となった。（旅行業法第12条の5第3項）

また、新設の旅行サービス手配業者は、「旅行サービス手配業務に関し取引をする者」に対する書面の交付が義務付けられた。（旅行業法第30条）

以上の点について、書面の交付方法、記載事項等について再度確認すると以下のとおり。詳細については、会員専用ホームページに記載の改正旅行業法についてをご確認のこと。

[mmb/law/data/sekou_youryou_h3007.pdf](http://www.anta.or.jp/mmb/law/data/sekou_youryou_h3007.pdf)

口永良部島の噴火警報を 発表 （気象庁）

気象庁は、平成30年8月15日に、口永良部島の噴火警報（噴火警戒レベル4、避難準備）を発表した。

口永良部島では火山性地震が増加しており、この火山性地震の震源は2015年5月の噴火前に発生した地震と同じ場所であると推定され、今後、火山活動が更に高まる可能性があること。また、新岳火口から概ね3kmの範囲では、噴火に伴う弾道を描いて飛散する大きな噴石及び火砕流に厳重な警戒（避難準備等の対応）するよう呼びかけている。

これを受け、当協会では当

噴火警報に関する正確な情報の収集に努めるとともに、旅行者または旅行予定者からの問い合わせなどに際しては、政府や都道府県等関係機関が公表する情報も踏まえ、正確な情報提供を図るよう、周知徹底を行った。

口永良部島に噴火警報を発表（当協会会員専用ホームページ）
<http://www.anta.or.jp/mmb/news/detail/4772.html>

国際観光旅客税に関する 旅客への案内文の表示 （全国旅行業協会）

「国際観光旅客税」の概要及び徴収について、前号のANTANEWS（7・8月号）に掲載したところであるが、国際観光旅客税の徴収方法は「国際旅客運送事業を営む者による特別

徴収」となり、航空券に含めての徴収となる。

徴収時期として、「適用時期は平成31年1月7日以後の出国に適用、但し平成31年1月7日前に締結された運送契約による国際運送事業に係る出国（運送契約により運賃の領収とは別に国際観光旅客税を徴収することとされている場合を除く。）には適用しない。」と定められており、平成31年1月7日発券分より税率（1,000円）を加算して発券することとなる。

顧客に対するパンフレット等への表示・案内については以下の案を参考に各社で判断されたい。

【案1】
平成31年1月7日以後に出国する旅行者から国際観光旅客税（1,000円）が導入されます。当社では1

月7日以後に航空券を発券したお客さまから徴収させていただきます。

【案2】
平成31年1月7日以後に出国する旅行者から国際観光旅客税（1,000円）が導入されます。当社のツアーでは○月○日（各社で設定）以降にご出発されるお客様については、国際観光旅客税が導入される1月7日以降に発券することとなりますので、本税を徴収させていただきます。

（注1）1月7日以降に発券したお客様から徴収できるように準備すること。

（注2）設定日以後の出発顧客に関して、1月6日以前に発券した場合は国際観光旅客税を徴収することはできない。

1. 旅行業務に関し取引をする者とは、運送機関、宿泊施設、住宅宿泊事業者（民泊事業者）、旅行サービス提供者（レストランや入場施設等）、旅行サービス手配業者、手配代行者をいう。

2. 書面の交付方法は、下記3.及び4.の（1）～（7）の記載事項を数種の書面（例…基本契約書＋覚書＋個別手配契約の申込書等）により要件を満たすことも可能。また、書面の交付に代えて、電子メールや専用の手配システム等を用いた電磁的な方法で必要事項を通知すること、書面の交付と電磁的方法での通知とを併用して必要事項を満たすことも可能。（旅行業法施行規則第27条の5、第50条）

若しくは名称及び住所（当該者が旅行者等又は旅行サービス手配業者である場合においては、氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号）

（2）契約を締結する旅行者等の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号

（3）旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容

（4）旅行者等が旅行業務に関し取引をする者に支払う対価又は旅行業務の取扱いの料金に関する事項

（5）当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地

（6）当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名

（7）契約締結の年月日

4. 旅行サービス手配業者が旅行サービス手配業務に関し取引をする者に交付する書面の記載事項（旅行業法施

行規則第49条）

（1）旅行サービス手配業務に関し取引をする者の氏名又は商号若しくは名称及び住所（当該者が旅行者等又は旅行サービス手配業者である場合においては、氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号）

（2）契約を締結する旅行者サービス手配業者の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号

（3）旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容

（4）旅行サービス手配業者等が旅行サービス手配業務に関し取引をする者に支払う対価又は旅行サービスの取扱いの料金に関する事項

（5）当該契約に係る旅行サービス手配業務を取り扱う営業所の名称及び所在地

（6）当該契約に係る旅行サ

《訂正のお知らせ》

ANTANEWS7・8月号12頁において、下記の訂正箇所がありました。

- （1段目7行目） （誤）第3種旅行業務及び
→（正）第3種旅行者の募集型企画旅行及び
- （1段目10行目） （誤）第3種旅行者及び
→（正）第3種旅行者の募集型企画旅行及び
- 内容についてご確認願います。（編集部）

改正旅行業法への対応について（当協会会員専用ホームページ）
http://www.anta.or.jp/mmb/law/data/H30_kaisei_setsu_mekai_siryoz.pdf

1. ビス手配業務取扱管理者の氏名

（7）契約締結の年月日

改正旅行業法への対応について（当協会会員専用ホームページ）

http://www.anta.or.jp/mmb/law/data/H30_kaisei_setsu_mekai_siryoz.pdf

高知県送客キャンペーンの実施

平成30年2月14日に高知県高知市の高知県立県民文化ホールにおいて「第13回国内観光活性化フォーラム in こうち」が全国から多数の会員の参加の下、盛会に開催され、フォーラム会場において「高知県送客キャンペーン」を発表し採択されました。

つきましては、平成30年度に高知県に3万人以上の送客を目標に活動を展開する「高知県送客キャンペーン」を以下の要領で実施いたします。皆様の奮ってのご応募をお待ちしております。

対象の旅行及び期間

(1) 対象の旅行

高知県に送客し、1泊以上の旅行で期間中に下表に該当する対象人数を送客した旅行を対象とする。

会員が所属するエリア	対象人数
四国・中国	500人泊以上
関東・京浜・東海・近畿・九州	300人泊以上
北海道・東北・北信越	100人泊以上

(2) 対象の期間

平成30年4月1日から平成30年12月31日までの9ヶ月間

応募手続

- (1) 上記の対象となる旅行を実施した会員は、申込書に記入のうえ、本部事務局にお申込み下さい。(郵送・FAX・メール)
- (2) 上記の申込書には、宿泊の領収書又は宿泊を証明できる書類及び最終日程表の写しを添付して下さい。
- (3) 提出は会員1回限りとし、期限は平成31年1月14日(月) 必着です。
※申込書は、会員専用HP「<http://www.anta.or.jp/mmb/news/detail/4745.html>」よりダウンロードをお願いします。

表彰状及び記念品の贈呈

上記の旅行を実施した会員の中から、優秀会員を選出し、平成31年2月15日に福島県で開催する「第14回国内観光活性化フォーラム in ふくしま」において、表彰状及び記念品を贈呈します。

表彰会員の決定について

送客延べ人数÷該当する対象人数=ポイントとし、ポイント数の最も多い会員を表彰対象者として決定します。

【例】 東京都に所属する会員が高知県へ300名送客した場合
300名÷300人泊=1ポイント

■ 本件に関するお問合せ先

(一社) 全国旅行業協会 経営調査部

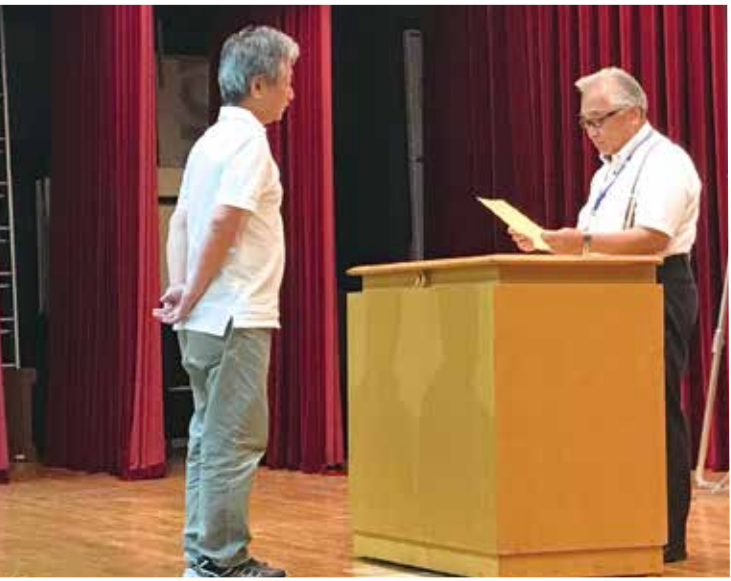
Mail : forum@anta.or.jp

TEL: 03-6277-8310 FAX: 03-6277-8331

平成30年度定期研修(下半期) 9都市10会場で開催予定

本年1月4日施行の旅行業法の改正により、旅行業者から選任された旅行業務取扱管理者(以下「選任管理者」)について、旅行業務取扱管理者定期研修の受講が義務化された。旅行業法第11条の2第7項において、旅行業者及び旅行業者代理業者は、選任した管理者について、5年ごとに旅行業務に関する法令、旅程管理その他の旅行業務取扱管理者の職務

に關し必要な知識及び能力の向上を図るため、旅行業協会が実施する研修を受けさせなければならない。
当協会では、本年度下半期において、札幌市、千葉市、東京都(2回)、金沢市、岐阜市、大阪市、福岡市、鹿児島市、那覇市の9都市10会場での開催を予定している。申込方法は、詳細が決まり次第、当協会ホームページにて告知する。



閉講式での修了証書授与・大阪市会場(7月3日開催)

本年度上半期については、仙台市(118名)、さいたま市(166名)、東京都(239名)、名古屋市(173名)、大阪市(230名)、広島市(100名)の6都市でそれぞれ実施され、高松市会場は願書受付を終了している。
※かつこ内は修了者数

京都府・天橋立・丹後

天橋立、丹後でのお弁当、おみやげ

ご指定の場所へ、お弁当、おみやげをお届けします。

天橋立を贈ります。6ヶ入り 900円

丹後の方言と丹後のお弁当を掛け合わせた名前のお弁当。 1,000円 1,500円 2,000円

仕出し料理専門店

おっなみ

〒629-2251 宮津市須津2643-6 天橋立二本松

☎ 0120-2753-00
☎ 0772-46-2753
☎ 0772-46-5696
<http://www.matunami.co.jp>

丹後の焼く鯖寿司を贈ります。6ヶ入り 900円

※表示価格は税抜き価格です。

その他、ご指定のお弁当も各種調整させていただきます。
ホームページもご覧下さい。

40年の歴史ある仕出し弁当店です。
全旅クーポン利用歓迎。

平成30年度会員実態調査 ご協力への御礼

当協会では、会員の旅行業の現況や事業展開などを調査し、協会の事業運営に反映させるため、当協会に所属する正会員旅行業者5,592社(平成30年6月1日現在)を対象に、今年度も会員実態調査を実施しました。

今年度は、書面及びインターネットによる調査を実施し、締切日の7月31日(火)現在で会員2,838社の皆さまよりご回答いただき、提出率も50.8%となりました。

皆さまからご回答いただきました内容を集計し、次号のANTAニュース11・12月号において結果を報告させていただきます。

ご協力いただきました会員の皆さまに厚く御礼申し上げます。引き続き、協会運営にご協力のほどよろしくお願い致します。

「地旅」で出会う日本の笑顔
でかけよう
北海道・東北



ANTAは送客支援を通じて日本各地の観光振興を応援します



鶴ヶ城

奥入瀬溪流

五大堂



上土幌町アーチ橋

大曲の花火

龍泉洞

全国47都道府県5500の旅行会社が加盟しています
一般社団法人 **全国旅行業協会**
ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION

後援



観光庁
Japan Tourism Agency

ANT A主催苦情対応勉強会

ANTA主催の苦情対応勉強会を大阪府で開催

ANTA主催の苦情対応勉強会が大阪府において開催された。

●大阪会場（エル・おおさか）

平成30年6月21日（木）

当日は、42名が参加し、冒頭、吉村実大阪府支部長より挨拶がなされた後、13時35分より、勉強会がスタートした。

勉強会の第一部は、中川宜和
苦情弁済副委員長（奈良県支
部長）が講師となり、苦情対応
の基本及び苦情対応の実践につ
いて、実例を挟みながら、苦情
対応の基本やプロの「旅行業
者」としてのお客様への向き合
い方等について講義がなされた。

休憩後の第2部では、山本

厚弁護士により「そうだったのか！旅行の法律」と題して、Q & A 方式で、よくある取消料についての質問、旅行契約に係る民法・消費者契約法・個人情報保護法などの法律、最近の旅行に関する裁判事例に

ついて解説がなされた。

その後、質疑応答及び平成30年7月2日よりサービスが開始された、「会員専用HPへの苦情事例の掲載」について説明がなされ、最後に岡本浩史大阪府支部運営委員による挨拶で閉会した。

今後のANTA主催苦情対応勉強会の開催は次のとおり。

○岩手県

（盛岡市・アイーナいわて県
民情報交流センター）
12月20日（木）

○茨城県

(水戸市・茨城県立青少年
会館)

9月19日(水)

○ 栃木県

（宇都宮市・ホテルニューイ
タヤ）
11月28日（水）

11月28日(水)

○長崎県（長崎市・長崎県建設
総合会館）

総合会館

9月7日(金)※受付終了



山本厚弁護士



中川宜和苦情弁済副委員長(奈良県支部長)



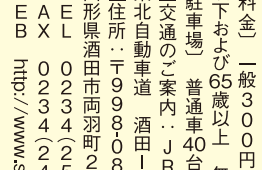
吉村実大阪府支部長による開会挨拶



お土産コーナー



工場内



オランダせんべい

山形県・酒田市

東北のソウルフード「オランダせんべい」

オランダせんべいFACTORY

「オランダせんべい」は、山形県庄内産のうるち米を極薄に焼き上げた、元祖うす焼せんべいで、東北のソウルフードとして長い間、愛されています。その米文化を次の世代に伝えるため、本社最上川工場を二般公開。日本一長い生産ラインを見学できるほか、お米とせんべいについての歴史や、お子さまにも楽しめるトリックワールなどお楽しみが盛りだくさん。

（営業時間） 9時～16時 年中無休（臨時休業あり）
 以下および65歳以上 無料 ※団体割引有り
 （駐車場） 普通車40台 大型バス10台
 ※交通のご案内…J.R酒田駅から車で10分
 東北自動車道 酒田ICから車で約5分
 ■住所…〒990-0832
 山形県酒田市両羽町224
 TEL 0234(25)0017
 FAX 0234(24)5239
 WEB <http://www.sakatabelica.co.jp>

「オランダせんべい」は、山形県庄内産のうるち米を極薄に焼き上げた、元祖うす焼せんべいで、東北のソウルフードとして長い間、愛されています。その米文化を次の世代に伝えるため、本社最上川工場を二般公開。日本一長い生産ラインを見学できるほか、お米とせんべいについての歴史や、お子さまにも楽しめるトリックワールなどお楽しみが盛りだくさん。

「苦情の報告 お客様からの声を活かす」 ANTA会員専用HPに7月掲載開始

大雪で日程変更
なぜ返金がないの？

子供が勝手に申込み
取消料は必要？

手配旅行中に食中毒
旅行業者の責任は？

バスに預けた荷物の破損
弁償しろ！

申込金未払い
取消料は支払わない

インフルエンザ発症
旅行業者が解除しろ！

旅行業者のせいで
浮気旅行がバレた！

台風が上陸予定
契約解除だ！

申込み直後の取消し
なぜ取消料をとるんだ

旅券名と航空券名の相違
飛行機に搭乗出来ず

100以上の苦情事例と解決指針を分かりやすく紹介

パソコン・スマホから「苦情項目別検索」で便利に楽々検索

<http://www.anta.or.jp/mmb/other/complaint/>



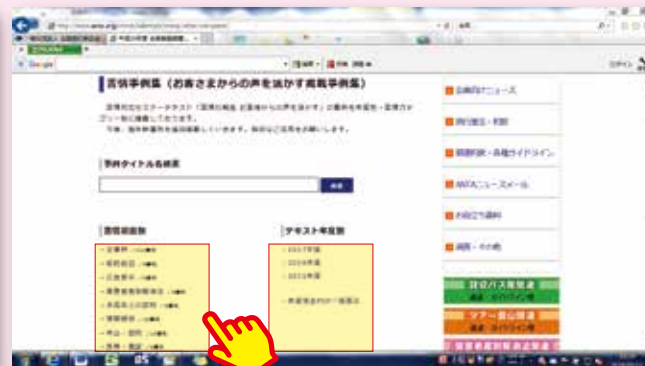
皆様より大変好評を得ている、ANTA・JATA共同制作の苦情対応テキスト「苦情の報告 お客様からの声を活かす」を、日常業務でより有効にご活用いただくため、当協会会員専用HPにテキスト事例を掲載し、随時検索し、ご利用できるようにいたしました。苦情の申出等、お客様への対応に困った際のご参考にさせていただきたく思います。

《掲載事例の閲覧方法》

①会員専用ページへログイン



③参照したい事例を検索



②「調査・その他」→ 「苦情事例集（お客さまからの声を活かす掲載事例集）」を選択



④事例閲覧



全旅協作成

カード型統一外務員証



標準
(ピンク)



国内管理者向け
(ライトグレー)



総合管理者向け
(ライトブラウン)

本証は、旅行業法施行規則に定める第11号様式（外務員証様式）に加え、旅行業務取扱管理者資格を表示し、有効期間を定めた外務員証です。
・カードサイズは縦5.5×横8.6cmクレジットカードと同じサイズです。・このカード型外務員証は「旅行業務取扱管理者証」としては使用できません。

全国旅行業協会では、当協会の正会員に所属する外務員を対象に、プラスチック製カードタイプの「統一外務員証」の作成事業を行っており、カード型「統一外務員証」の更なる普及を図るため、平成30～32年度まで3年間延長し、利用促進キャンペーンとして、1社につき2枚までの作成を上限に利用促進価格500円（1枚あたり）にてご提供いたします。

このカード型「統一外務員証」は、券面に当協会「ANTA」のロゴマークが入るとともに、旅行業取扱管理者資格の取得により3種類の色別表示[標準(未取得):ピンク、国内資格:ライトグレー、総合資格:ライトブラウン]がなされた外務員証です。

作成をお申込みの際は、申請書を各所属支部までご提出ください。申請書には、必要事項をご記入くださり、同申請書に外務員の顔写真の貼付及び代表者印を押印のうえ、また、旅行業取扱管理者を取得されている場合は、合格証の写しを添えてお申し込みください。

なお、カード型「統一外務員証」の使用有効期間は、貴社が旅行業登録を更新する有効期間満了日までとなります。

1 発行対象：当協会の正会員に所属する外務員

2 作成費用（会員1社につき）

- ・2枚作成まで：利用促進価格 1枚あたり 500円（税込）
- ・3枚作成以降：通常価格 1枚あたり 1,500円（税込）
- ※ 利用促進価格（500円）でのご提供は、平成22年4月1日から平成33年3月31日までの間に1社につき最初の2枚までの作成を上限としており、3枚目以降の作成は通常価格（1,500円）でのご提供となります。（既に2枚発行している場合は、更新時の申請も通常価格となります。）

3 提出書類

申請書に必要事項をご記入のうえ、次の書類を各所属支部までご提出ください。

- ① 作成申請書（申請書に外務員顔写真を貼付し、代表者印を押したもの）
- ② 旅行業務取扱管理者試験合格証書の写し（資格取得の場合、申請書に併せホチキス綴）

4 外務員証の有効期間

本証は、貴社が旅行業登録を更新登録する有効期間満了日までご使用が可能です。

次期更新登録日までの残存期間が有効期間となります。更新登録日が近づくほど、使用できる期間が少なくなりますので、申請時期には、十分にご注意ください。

ただし、すでに更新登録の手続きが完了し、行政庁より更新登録が認められている場合は、ご申告に基づき、更新後の有効期間満了日として作成することが可能です。

＜申請書作成上のご注意＞

- ① 申請書の各項目は漏れなく記入してください。また、旅行業登録に関する項目は、行政庁への旅行業登録どおり正確に記入してください。
- ② 外務員の顔写真及び代表者印は、鮮明なものを提出してください。なお、代表者印の押印は、セキュリティ上、実印（登記印）ではなく、代表者の役職印（業務印）を推奨します。
- ③ 「旅行業務取扱管理者合格証書の写し」が添付なき場合は、標準カードとして取り扱いをさせていただきます。
- ④ 氏名等の外字に関する取扱いは、JIS第2水準までの文字とさせていただきます。
- ⑤ 提出書類のご返却はいたしかねますので、必ず控えをお取りください。

※カードの作成期間は約3週間です。

※有効期間内の再発行について

カードの有効期間内に記載内容に変更等が生じた場合、1枚1,000円で再発行いたします。登録事項の変更や氏名変更、資格取得などが対象です。詳しくは下記の問合せ先もしくはURLをご覧ください。

本件に関するお問合先 一般社団法人 全国旅行業協会 本部事務局 経営調査部 カード型外務員証担当 電話 03-6277-8310

カード型外務員証の作成申請書は当協会会員専用ホームページ（<http://www.anta.or.jp/mmb/yakudachi/card.html>）よりダウンロードしてください。※お申込先は、各所属支部になります。

がんばれ熊本 がんばれ大分 でかけよう九州!



©2010 kumamoto pref.kumamon

—— ANTAは送客支援を通じて熊本・大分・九州の観光復興を応援します ——



湯の鶴温泉

百華百彩

上天草

阿蘇くじゅう国立公園

白池地獄

由布岳



全国47都道府県5500の旅行会社が加盟しています
一般社団法人 **全国旅行業協会**
ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION

後援



観光庁
Japan Tourism Agency

ウズベキスタン共和国駐日特命全権大使メッセージ



ガイラト ファジロフ駐日ウズベキスタン共和国大使(左)、二階俊博会長(右)

大シルクロードの真珠

全国旅行業協会の「ANTA NEWS」読者の皆様に心からのご挨拶を申し上げるとともに、皆様のご健康、ご繁栄、そしてご成功を祈念いたします。

全国旅行業協会会長の二階俊博先生は、日本国におけるウズベキスタン名誉観光大使でもあり、常日頃より日本国との政治、経済、観光分野の関係発展に多大なるご尽力をいただいております。

日本はウズベキスタンにとって観光分野における最優先パートナーのひとつです。日本とウズベキスタンは、共通した伝統や思考による繋がりのみならず、東の門である奈良と中央の門であるサマルカンドを大シルクロードが結んでいたという歴史的な繋がりがあります。

ウズベキスタン政府は、シャフカト・ミルジヨエフ大統領の指導の下、国内の観光インフラの発展に向けた大規模な改革に取り組んでいます。さらには、観光分野を国内経済発展の優先的方針のひとつとして設定しています。

特に、2018年2月10日に発令された大統領令により、日本国をはじめとする7か国の国民は30日の期間においてウズベキスタンへのビザなし渡航が可能となりました。

3,250万人の人口を持つウズベキスタンは、その数において中央アジアの中でもトップの国家です。歴史都市であるサマルカンド、ブハラ、ヒヴァ、テルメズ、タシケントはユネスコの世界遺産リストに登録されており、「大シルクロードの真珠」と呼ばれています。

近年、観光分野におけるウズベキスタンと日本の協力関係は活発な発展を続けています。中でも代表的なものは、2017年に運航を開始した、ウズベキスタン国営航空のサマルカンドへの直行チャーター便です。2018年には東京、名古屋、大阪、福岡、札幌から15便が運航し、3,500名の観光客が利用しました。2017年の日本からの観光客数は初めて11,000人を超え、我々の協力関係の歴史において最大の数を記録しました。

ユネスコの世界遺産に登録されている数多くの遺跡、サマルカンド、ブハラ、ヒヴァ、タシケントといった大シルクロードの美しい都市、そして東京からタシケントまで週2便運航しているウズベキスタン国営航空の定期便は、日本からウズベキスタンへの観光の流れを継続的に成長させることを促すものです。

ウズベキスタンの恵みあるおもてなしの土壌において、日本人観光客の誘致に尽力し、日本の皆様により快適で興味深い旅行をしていただけるよう、ウズベキスタン側の準備は整っております。



ガイラト ファジロフ
ウズベキスタン共和国駐日特命全権大使

埼玉県支部

「関東地方支部長連絡会・各支部合同運営委員会」開催

（社）全国旅行業協会関東地方支部長連絡会（浅子議長）は、去る7月12日（木）にさいたま市「大宮フオーレ清水園」にて、関東地方支部長連絡会各支部合同運営委員会を開催しました。

県の支部長会議を行いました。その後、各支部の運営委員及び各県旅協の専務理事並びに事務局長による合同会議が開催されました。

会合においては、本部の國谷副会長も参加をお願いし総勢30名により開催いたしました。

主な議題は、本部関連の報告事項として定時総会の報告、平成30年度国内旅行業務取扱管理者研修、平成30年度旅行業務取扱管理者定期研修等の各種研修、9月2日（日）に実施される平成30年度国内旅行業務取扱管理者試験については、試験監督員としての協力依頼を含めた報告を受けました。

特に定期研修の報告では、定期研修の受講料について、これまでの経緯と状況を詳しく國谷副会長より説明いただきました。

次に、協議事項として「第14回国内観光活性化フォーラム in ふくしま」への参加予定、西日本豪雨被害で被災された会員への対応、そして、各支部よりの提出議題として、「バス安全評価認定について」は、国が推奨している安全評価認定制度（Safety Bus）の取得をするインバウンド輸送に限っては、営業区域を広げる特例がありますが、それ以外については、現行のままです。教育旅行の場合、学校側か



らSafety Busでなければならぬとの条件がされますが、シーズンになりますと営業エリア内では確保が難しいのが現状です。この場合、教育旅行に關してのみ、Safety Busの営業エリアの拡大が出来るよう、要請をお願いしたい。

次に、「バス運賃・料金の下限割れについて」は、下限割れが最近多く見受けられるようになってきました。特に教育旅行の入札等に見受けられます。嘗て運賃・料金が改正された折、各自治体等に運賃・料金の順守について文章にて通達されましたが、2～3年周期で人事異動がありますと、申し送りがスムーズに行われていないように見られます。今二度、各自治体に対して通達をしていただきますようお願いいたします。

「平成30年度旅行業務取扱管理者定期研修」の実施

そして、「会費運営の全国旅行業協会に対して」は、「会員は、高額の年会金及び年会費を文払っております。供託金は、5分の1となっておりませんが、不真面目な会員の行動により、供託金が減少しているのではないかと懸念しております。かつて高景気のころは、利息や配当金により維持されて来たと思います。現在ゼロ金利の時代、供託金が守られているのか懸念されます。難しくなってきたらと言って値上げするなどということに成らないよう

7月10日（火）にJ A 共済埼玉ビル（さいたま市大宮区）にて「平成30年度旅行業務取扱管理者定期研修」が実施されました。今回の研修は、今年2月8日（木）に実施した「平成29年度旅行業務取扱管理者定期研修」に続き、関東地区として二回目の定期研修であり、夏場の受講ということを受講環境を考慮し、前回の257名の受講から、169名へと受講数を減らしての実施となりました。



開講式では浅子和世議長（埼玉県支部長）が挨拶を行いました。講義は時間割により進められ「旅行業法及び旅行業を巡る諸課題について」と、「標準旅行業約款について」を辻修講師（千葉県支部）が担当。続いて「貸切バスの安全対策・運賃制度等について」を足立和徳講師（埼玉県支部）が行い、最後の「最近の観光庁の通達等」を小倉英佳講師（茨城県支部）が行いました。講義終了後に質疑応答となり、その後、修了証書を受講者全員に交付し研修は終了しました。

大阪府支部

平成30年度大阪府支部主催 苦情対応勉強会の開催

大阪府支部では、「え!!」間違っただ対応していませんか?でおなじみのANTA苦情対応勉強会を6月21日（木）に大阪市のエルおおさかで開催いたしました。

J A T Aとの共催による海外旅行を基本にした苦情対応セミナー

は毎年実施していますが、支部主催のANTA苦情対応勉強会は、大阪府支部として初めての開催となります。

中川宜和苦情弁済委員会副委員長並びに山本厚顧問弁護士を講師に迎え、ANTA独自の視点と事例による勉強会として



大阪府支部主催苦情対応勉強会

近畿各府県にご案内したところ、40名の出席者で会場は満員となり、質疑応答を含め有意義な勉強会となりました。今まで積み重ねてきた100以上の苦情事例と解決指針が、7月2日（月）より会員専用ホームページに掲載され閲覧できるようになっていますので、ご確認ください。

栃木県足利市

関東最大級450万球に彩られた幻想の世界

あしががニフパーク「日本夜景遺産」

認定

全国的に有名な日本の藤園。栃木県足利市のあしががフラワーパークでは2018年10月27日（土）～2019年2月5日（火）の期間、園内を450万球のイルミネーションで彩りフラワーファンタジー「光の花の庭」と題してイベントを開催している。今年で17年目を迎え人気を呼んでいる。漆黒の闇に浮かび上がるイルミネーションは非常に美しく幻想的で毎年イルミネーションを楽しむに60万人以上のお客様が押し寄せ賑わっている。高い山肌に浮かび上がる光の壁画レインボーマジックやスノーワールド、池にそびえたつ高さ25mのイルミネーションタワー。グラデーションに彩られ池に浮かび上がるピラミッド。日本の藤の園らしく電飾で4色の藤の花を再現しさらに、ローズガーデン

ンにも光のバラが音楽に合わせてパノラマに広がります。ここでしか見れない光の花の庭は、見る側にとっては飽きのこない演出が時の経過を忘れてしまうほど美しい。

「11・12月・1月のご案内」

■休園日：12月31日のみ休園 その他営業
■入園料：昼の部 大人3000円～6000円 小人2000円～3000円 夜の部 大人9000円 小人5000円 ※花の咲き具合により料金が変動しますのでお問合わせください。
■営業時間 平日 昼の部 9時～15時 夜の部 15時30分～21時 土日祝 昼の部 9時～15時 夜の部 15時30分～21時30分 昼の部と夜の部は入替となります
■交通のご案内：東北自動車道佐野藤岡ICより車で18分 JR向毛線あしががフラワーパーク駅より徒歩3分

■住所：〒329-4216
栃木県足利市迫間町607
TEL 0284(91)4939
FAX 0284(91)4587
WEB <http://www.asikaga.co.jp>



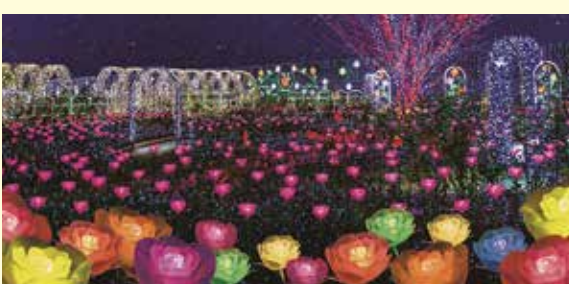
フラワーキャッスル



白藤のトンネル



奇蹟の大藤



光のバラ園

高知県支部

第13回国内観光活性化フォーラム in こうち 高知県送客キャンペーン「につぼん丸で航く初夏の高知クルーズ3日間」の実施

(一社)全国旅行業協会高知県支部では、「高知県送客キャンペーン」の二環として、(株)日本内外旅行が商船三井客船

(株)と共同で高知県へのクルーズ船寄港を旅行企画・実施し、これを受け、高知県支部が県内の観光コースを提案、平

成30年5月30日(水)地元会員の観光バスにて高知県内を巡る観光地各4コースを約360名のお客様に堪能して頂きました。

高知県支部としましては、クルーズ船の団体客をおもてなしする事は初の経験であり、昨年9月に、クルーズ船寄港のお話を頂戴してから、フォーラム準備と並行して、山中支部長・藤田理事長を中心として、フォーラム地元実行委員と共に高知県内各コースを造成し、休館の観光施設に開館を依頼する等、地元観光施設と協力しつつ、受け入れ態勢を整えました。

高知県は、特に外国客船、大型客船の寄港に尽力している最中であり、「につぼん丸」寄港の際にも、(公財)高知県観光コンベンション協会、クルーズ船寄港担当課である港湾振興課の担当者が、高知新港にてお客様を出迎える体制を整えて下さり、寄港当日は満を持して藤田理事長を初め理事、事務局長が高知県、高知市役職員と共に高知県の伝統



工芸品の大旗「フラフ」と「歓迎太鼓」でにつぼん丸を迎えました。

大型バスは全て高知県独自のラッピングバスを手配し、観光施設の出店、空に掲げられた多くのフラフが梅雨空に舞う中、多くのお客様が下船される様子を、出席理事と共に見守りました。

歓迎セレモニーも実施され、高知県と高知市の役職員担当者、高知県支部役職員が出席し、につぼん丸二宮船長、日

多くの見送りのテープが空に舞う中、につぼん丸の高知寄港の一日を無事終える事が出来ました。

この企画に際しまして、ご尽力を頂きました高知県、高知市関係者等の皆様に厚く御礼申し上げます。

本年2月の高知フォーラムで決議された高知県送客キャンペーンで高知県を訪れるお客様を高知県支部役職員一同心よりお待ちしております。

長崎県支部

三地方支部長連絡会会議を終えて

平成30年度中国・四国・九州三地方支部長会議が7月5日(木)、6日(金)に長崎市で開催されました。三地方支部長連絡会議は毎年持ち回りで、

今年は九州地区長崎県支部(岩本公明支部長)が担当し、参加者は全旅協本部、(株)全旅を含む来賓5名、三地方支部より38名、地元長崎より10



名の53名の開催でした。時節柄大雨を心配しましたが、当日は曇り時々小雨で交通機関に影響はなく、予定通り午後3時より会議が開始でき、ホッと胸をなでおろしました。

4月の参加申込みの折、事前には各県支部へ議題提案の集約を行いました。特に議題提案が無かったため、岩本支部長より当県支部理事会にて、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の世界遺産認定が6月末予定され、このビックチャンスで「国内旅行活性化長崎会議」と捉え、地元地域をアピールする会議の提案をしたいと話があり、理事全員一致で決定しました。

会議は、長崎県より、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の12遺産を詳細に説明、長崎市より、MIC E新生ながさきを説明、歴史文化協会より、ながさきよもやま話。また広島県支部より、旅行業法違反行為の疑いにおける対応についての議題提案もあり、3時間の充実した会議となりました。

会議終了後、懇親会は場所を変え、世界新3大夜景である長崎夜景の眺め良い高台のホテルで行いました。ご来賓の



長崎市長を始め、長崎県、県観光連盟より、会議出席の各位へ、歓迎の意と送客への謝意があり、素敵なアトラクションも織り交ぜ、長崎の美味しい和華蘭料理に舌鼓、和やかな雰囲気です。懇親会が終了し、帰路長崎の夜景を車中よりお楽しみいただき、思い出となる懇親会となりました。

翌日の視察旅行(半日)は、鎖国時代の海外交流の出島から、潜伏キリシタン関連遺産の信徒発見の大浦天主堂及び博物館を見学、途中バケツをひっくり返したような激しい雨に遭遇したため、明治産業革命遺産のグラバー園は取り止めにしました。

視察の締めは、昼食は、創業150年茶碗蒸し老舗、吉宗の郷土料理を堪能、雨を気にしつつも、満足の笑顔で無事すべてのスケジュールを終了しました。

(一社)群馬県旅行業協会

群馬県観光局による「立入検査報告と
旅行業法遵守について」の研修会を実施

群馬県旅行業協会(武井哲郎会長)は、6月26日(木)にマダグリーンドーム前橋で「一般社団法人群馬県旅行業協会定



時総会」を開催いたしました。今年度の「一般社団法人群馬県旅行業協会定時総会」の出席者は、過去最高の68会員72名の参加となり、これは協会会員全体の55%にあたります。会場も急遽、広い会場へ変更するほどでした。

毎年、定時総会終了後に研修会等の行事を行います。今年度は次の3つの研修会等を行いました。どの行事も会員にとつて非常に関心があり、問い合わせも多く、参加率も高かったです。

「説明会」全旅協災害補償制度重大事故支援特約の支援体制について
「勉強会」仕事に直結！J.R.団券を利用する営業戦略
「研修会」県観光局担当者による平成29年度立入検査報告と旅行業法遵守について

続いての勉強会は、J.R.団券に關しての営業戦略です。大手旅行会社やJ.R.びゅうプラザとの契約更新が近年困難になっています。それに加え、貸切バスの運賃も長距離輸送ですと交替運転手が必要なコースとなりコストもかかってしまっています。J.R.を手配するにもそのすべが分からないという会員の声が聞えています。そこで当協会経営推進事業として、(株)全旅を通じ(株)日本旅行担当者を招き、J.R.団券のお得な利用法について、具体例を挙げて提案して頂きました。特に②の解説はとても参考になり、今後の仕事に大いに役立つとの声が、聞こえてきました。

最後は、今回の行事のメインである「県観光局担当者による平成29年度立入検査報告と旅行業法遵守について」の研修会です。昨年1年間、群馬県観光局【登録行政庁】では、約20の事業者に入入検査を行いました。その際、軽微ではあるものの、ほとんどの事業者が業務改善指導がありました。群馬県旅行業協会業務指導委員会では、今後の対策の1つとして、標記の研修会を実施しました。群馬県観光局観光物産課観光政策係 根岸徹主事より、特に改善の必要が多かつ



た事項について判り易く講義をして頂きました。具体的な項目としては、①企画旅行の広告については②取引条件の説明及び書面の交付について③証票の作成・交付・携帯についてです。また合わせて6月に施行された「住宅宿泊事業法に關連した改正」についての解説もして頂きました。群馬県では7月より今年度の定期立入検査が開始しました。支部事業として今年度も定期立入検査に際しての、「事前相談」「業務改善指導があった時の助言」など、会員が旅行業法の法令遵守への適切な対応ができるよう指導に努めて参ります。

全旅協旅行災害補償制度に加入した
旅行に適用される画期的な支援制度です!

『ANTA会員専用 重大事故支援制度』

国内企画旅行中(募集型・受注型)および国内手配旅行中に
重大事故が発生した場合、当制度が会員会社をしっかりと防衛し、
事業継続を支援します。

「安心」への思いをカタチにしました!!

全旅協旅行災害補償制度

全旅協旅行災害補償制度の主な補償内容

①旅行特別補償保険(企画旅行)

旅行参加者のケガなどに対して旅行会社が標準旅行業約款特別補償規程に基づき支払うべき見舞金を補償します。

②国内旅行傷害保険

旅行参加者の旅行中のケガを補償します。

③旅行事故対策費用保険

「重大事故支援制度」にかかる諸費用およびその他の各種費用を広く補償します。

(例: 専門家・被災者家族・会員の旅費や宿泊費、マスコミ対応、弁護士費用ほか)

④全旅協見舞金制度(病氣死亡)

損害保険では支払われない旅行参加者の旅行中の病氣死亡も補償します。

「重大事故支援制度」のメリットは?

① 危機管理コンサルタントを旅行会社に派遣	危機管理のプロが支援することで初動対応のスピードと正確性が向上
② 事故対策本部の設置	事故状況に応じた対応班の陣容・役割分担や運営を支援
③ 事故情報の収集	協力会社のネットワークを通じて確度の高い情報収集を支援
④ 関係官庁・保険会社との連携	煩雑な対応業務が整理され、スピードが向上
⑤ 被災者の救援活動	協力会社のネットワークを通じて救援活動を支援
⑥ 被災者家族対応(現地派遣含む)	被災状況および被災者家族の心情を配慮した対応を支援
⑦ マスコミ対応(記者会見含む)	メディアからの問合せ、取材、記者会見を支援
⑧ 危機管理コンサルタントを事故現場に派遣	実際に事故現場に危機管理コンサルタントを派遣して各種対応支援
⑨ 平時の支援内容も充実	海外安全情報の配信、重大事故対応マニュアル策定・提供、セミナー開催 など
⑩ 「ANTA専従要員」および「緊急対応支援チーム」を組織	重大事故発生時のご支援を確実にし、また、平時におけるセミナーや各種相談受付、アドバイス等を柔軟に行うことを目的に組織

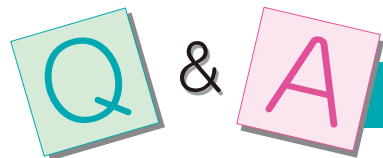
〈全旅協旅行災害補償制度の引受保険会社〉

引受幹事会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 三井住友海上火災保険株式会社(副幹事) AIG損害保険株式会社 東京海上日動火災保険株式会社

一般社団法人 全国旅行業協会指定代理店

全旅●保険 株式会社 旅行ビジネスサポート

TEL.03-6272-9704 FAX.03-6272-9714 <http://tbstokyo.co.jp/>



「旅行業者の義務と責任」



服部 豊

(株)JALバックにて海外添乗員・販売・研修・人事・CS推進・海外支店勤務等の業務に約30年従事。平成7年旅行業法・同約款大改正時には当時の運輸省観光部にて約半年間直接法改正実務に携わる。最近の旅行業約款個別認可申請制度や苦情処理セミナー等の研修にあたり、ANTA・JATA共催の研修会・説明会等でも説明者・講師を担当した。

「企画旅行(募集型・受注型)」を実施する旅行業者が負う義務や責任は、「手配旅行(契約)」と比べ、大きな違いがあります。今回から複数回にわたり、「企画旅行(募集型・受注型)」の責任・義務を中心に事例を通しQ&A方式で考えてみたいと思います。

Q.1 「企画旅行を実施する場合の旅行業者の義務や責任」とはどのようなものがありますか、またどこに定められていますか。また、「手配旅行」を取扱う場合はどうでしょうか。

A.1

企画旅行(契約)の場合:

(1) 主なものとして、以下の6つの「義務」と「責任」があります。

「企画旅行を実施する場合の旅行業者の義務と責任」

- ①「手配完成義務」②「旅程管理義務」③「保護義務」(判例)
④「安全確保義務」(判例)⑤「旅程保証責任」⑥「特別補償責任」

- (2) 旅行業者が旅行契約に基づき、これらの義務を怠った場合(債務不履行)で、お客様に損害を与えたときは、お客様から2年以内に通知があれば、旅行業者にはお客様に対する「損害賠償責任」が発生します。(募集型(受注型)約款27(28)条)
(3) これらの「義務」と「責任」は、上記④を除けば、旅行業約款の条文の中で定められています。

手配旅行(契約)の場合:

- (1) 「手配旅行契約」とは、旅行者の委託により代理・媒介・取次をして旅行者に運送・宿泊機関等の「旅行サービス」を提供できるように「手配することを引き受ける契約」をいいます。旅行業者が、※「善良な管理者の注意」(善管注意義務)をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行業者の債務の履行は終了します。(手配約款2条1項及び同3条前段)
(2) 従って、「手配旅行契約」では、旅行業者が※「善良な管理者の注意」をもって、お客様から依頼された手配を行なう義務(債務)があるだけで、「企画旅行契約」と異なり、「手配の完成義務」までは求められていません。また、「旅程管理義務」、「特別補償責任」、「旅程保証責任」等の「義務」と「責任」はありません。
(3) ※「善良な管理者の注意」とは、旅行業に従事するプロとして、お客様と「旅行取引をする上で要求される一般的な注意」のことをいい、旅行業者がこの注意を怠ってお客様に損害を与えてしまった場合は、旅行業者はお客様に対する「損害賠償責任」を負うことになります。(手配約款23条1項)
(4) 例えば、国際線の航空券を手配する際には、お客様が搭乗する日

- に使う旅券を事前に確認する等の注意のことをいいます。(つまり、結婚で姓が変わったのに、搭乗日には、旧姓で記載された旅券を使用することを確認しないで、申込時に伺った新姓で発券してしまうことは「善管注意義務違反」になる恐れがあるでしょう。)
(5) また、旅券に記載される氏名のスペルは、原則としてヘボン式ローマ字で記載されるため、このスペルをお客様に確認し、旅券に記されたスペル通りで発券する等の注意のことをいいます。(つまり、八丁(はっちょう)様、本間(ほんま)様、結城(ゆうき)様のスペルを、それぞれ、HACCHO(正しくは、HATCHO)、HONMA(正しくはHOMMA)、YUUKI(正しくはYUKI)で発券してしまうことも「同義務違反」になる恐れがあるでしょう。)
(6) そして、これらのことで、航空券の再発券料等の損害が発生した場合には、旅行業者は「損害賠償責任」を負わなければならないことになるでしょう。(手配約款23条1項)

Q.2 企画旅行を実施する旅行業者が負う「6つの義務・責任」の中で、①「手配完成義務(債務)」とは、具体的にどのような義務(債務)なのか。

A.2

- (1) 「手配完成義務(債務)」とは、企画旅行契約が成立した後に、旅程中の全ての旅行サービスの手配を完成しなければならない義務(債務)のことをいいます。(募集型・受注型約款3条)
(2) この義務(債務)は、※「請負契約的性格」を有すると解釈されることから、「手配完成義務(債務)」と呼ばれています。
※「請負契約的性格」とは、旅行業者(請負人)が旅行手配の「完成」に対して旅行者(注文者)から報酬を得ることをいいます。
(3) 従って旅行業者が、「手配完成義務(債務)」を履行(完成)せず、結果として、部屋や航空座席が確保できなかった場合で、お客様に損害を与えたときは、お客様から2年以内に通知があれば、旅行業者にはお客様に対する「損害賠償責任」が発生します。(募集型(受注型)約款27(28)条)
(4) ただし、旅行業者が手配を完成した後に、宿泊機関や運送機関等の「オーバーブッキング(過剰予約)」や「欠航・スト」や「営業中止」等が原因でお客様が「旅行サービス」の提供を受けることができなくなった場合で、お客様に損害を与えたとしても、旅行業者には「損害賠償責任」は発生しません。

団体旅行を提案する 営業マンの強い味方!

スピーディな対応で
お客様に喜ばれています!

あいみつの連続、複数コース作成依頼にも楽々対応。
行程表・見積書作成時間の短縮でスピードアップ、
提案力の強化で顧客満足度、売上アップ!

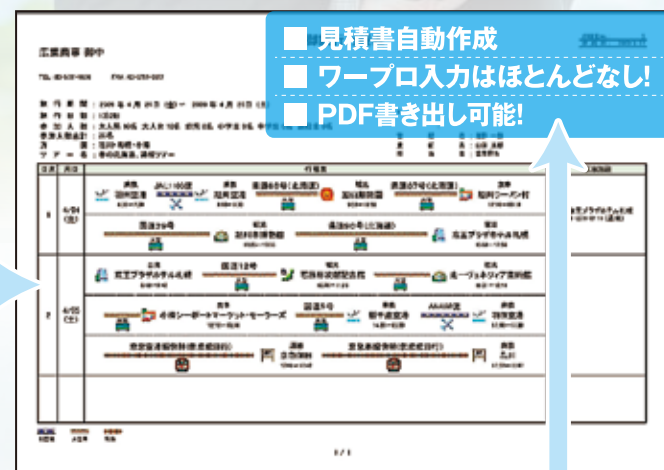


目的地を地図から選ぶだけで行程表が完成!

地図使用承認 © 昭文社第55G013号



■ 拝観入場料の団体料金を計算・
観光施設のホームページへリンク



■ 見積書自動作成
■ ワープロ入力はほとんどなし!
■ PDF書き出し可能!

全国の豊富な施設
データから検索・選択

地図からも
施設検索・ルート確認

コース経路時間を
自動検索・計算

行程表完成!

2018年4月現在

業界最大級の
データベース搭載

観光施設データ
約158,000件

道路・移動データ
時間・距離・料金

宿泊施設データ
約19,000件

時刻表データ
鉄道・飛行機・船

学校地点データ
約74,000件

ネットワークに対応した最新版!

バス運行管理システムSPと連動して使いやすい!

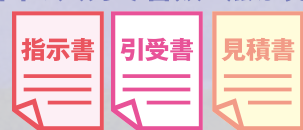
旅行業営業支援
ネットワークシステム

TR.NS

旅行業システムSP

バス料金見積上限下限を引受書に正しく記載!

1回の入力で書類3点が完成!



- [DTS-C1][DTS-C1D][DTS-D1A][DTS-D1D]
(富士通製) / ITP-WebService よりCSV出力
- [DTG3][DTG4](矢崎製) / SD-Vシステム よりCSV出力
- [DTG5][DTG7](矢崎製) / ESTRA よりCSV出力

デジタコのデータを取り込むことができます!

CSVデータ
運行実績データ

データ
取り込み

バス運行管理
システムSP

バス運行管理システムSP

商品の詳しい説明や、資料請求・無料デモのお申込みは



株式会社ブロードリーフ
メールでのお問い合わせはproduct_info@broadleaf.co.jp

<https://www.traveroute.jp/>



0120-47-2610
受付時間 9:00~17:30 (土日祝・年末年始を除く)

トラベルルート 検索

「地旅」で出会う 日本の笑顔 でかけよう 東海・北陸・信越！ 魅力的な日本へ！



—— ANTAは送客支援を通じて東北・東日本の観光復興と日本各地の観光振興を応援します ——

東北・東日本
観光復興支援キャンペーン
実施中

風評被害の払拭に取り組みます
正確な情報を提供します
東北・東日本への送客を支援します
東北地方への修学旅行の誘致に努めます
東北産食材の使用を働きかけます



全国47都道府県5500の旅行会社が加盟しています
一般社団法人 **全国旅行業協会**
ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION

後援



観光庁
Japan Tourism Agency



あなたの旅で東北観光復興を応援しよう

前頁より

Q.3 企画旅行を実施する旅行業者が負う「6つの義務・責任」の中で、②「旅程管理義務（債務）」とは、具体的にどのような義務（債務）なのか。

A.3

- 例えば、旅行業者が「手配完成義務（債務）」を履行したとしても、航空会社の「オーバーブッキング（過剰予約）」、ストライキ又は悪天候等にて、予定した航空便が欠航になることがあります。
- その結果、お客様が予定していた航空会社の運送サービスを受けられないおそれが発生したときには、旅行業者には、航空会社との折衝・交渉を行ったり、航空会社に確実な運送サービスの提供を求める等の措置を行う義務（債務）が発生します。この義務（債務）のことを「旅程管理義務（債務）」といいます。（募集型（受注型）約款23（24）条1号）
- また、旅行業者が上記（2）における措置を行ったとしても、結果として、お客様が航空会社の運送サービスを受けることができなくなったときは、旅行業者は、当初予定の運送サービスに代わる「代替運送サービスの手配」を行う義務（債務）があります。この義務（債務）のことも「旅程管理義務（債務）」といいます。（募集型（受注型）約款23（24）条2号）
- なお、旅行業者が「旅程管理義務（債務）」を果たさなかった場合で、お客様に損害を与えたときは、お客様から2年以内に通知があれば、旅行業者にはお客様に対する「損害賠償責任」が発生します。（募集型（受注型）約款27（28）条）
- また、旅行業者が「代替サービスの手配」を行わなかったときは、国から「旅行業法違反（法12条の10）」による相応の期間の業務停止等の行政処分に処せられる恐れもあります。（法19条1項及び同1号）

Q.4 「旅程管理義務（債務）」は誰がどのように行うのですか。

A.4

- 旅行業者が企画旅行に添乗員（旅程管理者）を同行させるときは、原則、添乗員が行います。（募集型（受注型）約款25（26）条1項）
- 添乗員（旅程管理者）が同行しないときは、旅行業者が自ら行う必要があります。ただ実際には、旅行業者は、「旅程管理義務（債務）」の履行を旅行地の「手配代行者等（旅行業者及びオペレーター）」に委託することができるため、当該「手配代行者等」が行っている場合が多いようです。（旅行業法施行要領第15第1項）
- また、旅行業者が常時連絡がとれる窓口（「緊急連絡先」）を設けること等の他の方法によって「旅程管理義務（債務）」を果たすことが可能であれば、これらの方法によって「旅程管理義務（債務）」を果たすことで支障がないとされています。（旅行業法施行要領、第15第1項後段）

Q.5 （事例研究）

- お客様が、企画旅行参加中に、帰国便が航空会社のストライキで欠航となり、帰国便の運送サービスを受けることができなくなりました。
- 当社では、お客様からこのようなときの報告や連絡のための「緊急連絡先」を設けており、お客様に「確定書面」で事前に案内しておりましたが、お客様は、この「緊急連絡先」ではなく、当社の休業日に当たる日に、メールで連絡がなされたことで、結果として当社による「代替運送機関の手配」＝「旅程管理義務（債務）」を行うことができませんでした。
- そのためお客様は、民法415条（債務不履行による損害

賠償）に基づき、当社に対して「債務不履行」による「損害賠償金（自分で手配した移動予定区間の列車の乗車券費用）」の支払いを請求してきました。
(4) この場合、当社は「損害賠償責任」（＝「損害賠償金を支払うこと」）を負わなければならないのでしょうか。

A.5

- (1) 【結論】列車の乗車券費用の支払いは不要であると考えます。
- (2) まず、お客様が、旅行契約に基づき、当社の債務不履行責任を追及して「損害賠償請求」をするためには、当社の「過失」が必要です。
- (3) この点、当社は、24時間通じる「緊急連絡先」を現地に設けて、お客様からの報告・連絡を受けて、「旅程管理義務（債務）」＝「代替運送サービスの手配」を行う体制を整えておりました。また、この「緊急連絡先」につき、事前に、「確定書面（最終旅程表）」の中でご案内しておりました。ところが、お客様は、休業中の当社にメールで連絡をなされました。
- (4) その結果、当社は「旅程管理義務（債務）」＝「代替運送サービスの手配」を履行することができなくなったので、「旅程管理義務（債務）」を履行するにあたって、当社には「過失」はなかったものと考えられます。
- (5) 従って当社に「過失」がない状況で発生した「債務不履行」なので、上記（2）のとおり、お客様は、法的に当社の「債務不履行責任」を追及することができないものと考え、当社には、お客様が被った損害に対し「損害賠償金」の支払いは不要であると考えます。（民法415条 債務不履行による損害賠償、募集型約款27条1項）
- (6) ただし、法的な義務ではありませんが、休業日にあたる日に発生した旅程の変更に対しては、「確定書面」に記載された「緊急連絡先」に連絡して欲しい旨をお客様に口頭でも繰り返し徹底しておけば、このようなトラブルにはならなかったものと考えます。

Q.6 「旅程管理」（「代替サービス手配」等）は、全ての「企画旅行（募集型・受注型）」に対して行わなければならないのですか。

A.6

- (1) いいえ。下記の「3つの条件」がすべて揃っている場合は、「特約」として「旅程管理」行わなくてもいいことになっています。（旅行業法施行規則32条2号・同3号かつ書き及び募集型（受注型）約款23（24）条本文ただし書き）
 - ① ※国内旅行であること
※国内旅行：旅行開始地・目的地・旅行終了地の「すべてが国内のみ」の旅行をいいます。
例）「静岡駅（集合）＝（バス）＝羽田空港＝（航空機）＝上海＝（航空機）＝羽田空港＝（バス）静岡駅（解散）」の旅程の旅行は全体が「海外旅行」として取り扱われます。（募集型（受注型）約款2条2項）
 - ② 旅程管理（「代替サービス手配」等）は、お客様自身で行っていただく旨を事前に書面（旅行条件書（取引条件説明書面）で明確に説明すること。
 - ③ お客様が受ける旅行サービスに係る「旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面＝乗車船券類・Eチケットお客様控え・ホテル等の宿泊クーポン券等」を事前にお客様に交付すること。（旅行業者の発行する「引換証」類は認められません。）
- (2) ただし、「訪日旅行者」を対象とした国内の「企画旅行」の場合は、「旅程管理」を行わない「特約」が旅行者にとって不利なものとして無効になる可能性があるため、上記3つの条件が整っても「旅程管理（「代替サービス手配」等）」を行うことが実務上得策と考えます。（募集型（受注型）約款1条2項）

主要旅行業者の旅行取扱状況速報
(平成30年3・4月分)

■平成30年3月分

【海外旅行】

総取扱額は対前年同月比108.0%となった。
2月に引き続き、欧州・ハワイ方面が好調であり、総取扱額は前年同月と比べ増加した。

【外国人旅行】

総取扱額は対前年同月比109.7%となった。昨年4月にあったイースター休暇が今年は3月末からとなったことにより、欧州を中心に取扱いが好調であり、前年同月と比べ増加した。

【国内旅行】

総取扱額は対前年同月比97.6%となった。
平成30年3月は3連休がなかったことから、多くの方面で前年同月を下回った。

■平成30年4月分

【海外旅行】

総取扱額は対前年同月比113.8%となった。3月に引き続き欧州が好調であり、また旅行の出発がゴールデンウィーク前半に集中し、総取扱額は前年同月と比べ増加した。

【外国人旅行】

総取扱額は対前年同月比119.7%となった。昨年4月にあったイースター休暇が今年は3月末からとなったこと、また3月の桜の早期開花により、募集型企画旅行は不調であったが、MICE案件の取扱が好調であり、前年同月と比べ増加した。

【国内旅行】

総取扱額は対前年同月比102.9%となった。3月の桜の早期開花や、団体旅行における前年の反動減があったが、昨年4月に3連休がなかったことによる反動増により微増となった。

【旅行会社からの聞き取り】

**東京観光はもちろん、バスツアーなら**

はとバス

コースのご予約は **TEL.03-3761-1100**

団体でのご利用は **TEL.03-5777-0695**

ホームページからの予約も受付中!

<https://www.hatobus.co.jp/>

株式会社 **はとバス**

東京都知事登録旅行業第2-2379号
〒143-8512 東京都大田区平和島5-4-1



2階建てバス
2階建てバスの屋根部分を切り取った
【'O Sola mio(オー・ソラ・ミオ)】が大好評運行中!!
車高3.8メートルから見る360度の景色は開放感があり、
風や木々の色づきなど季節を肌で感じることができます。
新しい東京がきっと見えてくる旅です!!

英語 中国語 韓国語 スペイン語 タイ語
フランス語 インドネシア語 ベトナム語

 GPS 8ヶ国語自動ガイドシステム
"TOMODACHI"
【オー・ソラ・ミオ】にはGPSによりバスの走行に合わせたリアルタイムな音声ガイド【TOMODACHI】で海外のお客様さまにも東京観光をお楽しみいただけます。



外観



店内



チーズケーキ



チーズケーキ工房

TEL 0551(36)4040
FAX 0551(36)4043

山梨県北杜市小淵沢井詰町2980
■住所...〒408-1004
■交通のご案内...中央自動車道小淵沢ICより1分

「営業時間」 8時〜17時 年中無休
「駐車場」 バス20台収容可能
■交通のご案内...中央自動車道小淵沢ICより1分

北杜市・小淵沢町

ケーキ作りが見学＆試食できる

ハケ岳チーズケーキ工房

小淵沢ICすぐ！地元の牧場で採れた、絞り立ての牛乳から作られたクリームチーズケーキが自慢。甘さ控えめで大人の味わい。お土産にも最適な一品です。チーズケーキの製作過程も見学できる工房もあり、試食もOK!!店内にはケーキだけでなく、世界のチーズや地酒・地ワインの販売ブースも設けております。また団体様でも収容可能なお食事処もあり、ここでは山梨名物のほうとうも味わえます。

「施設情報」 チーズケーキ工房、地域の名産品が揃った土産処、ほうとうとチーズケーキが味わえるお食事処、ギャラリイ等があります。

週刊

観光経済新聞

宿泊・旅行業・運輸・自治体（観光全般）

有益な情報を素早く入手し、的確に対応することが今の時代を生き抜くカギ。週刊「観光経済新聞」は、観光業界で働く人々に最も愛読されている業界専門紙。時の出来事や話題、流行が分かりやすく凝縮されており、明日の経営のヒントが見つかるはず。

情報をつかみ、時代の波に乗ろう！



東北復興をSNSで支援

週刊「観光経済新聞」の概要

創刊 1950年(昭和25年)4月1日

発行日 毎週土曜日(月4回)

体裁 A2版(大判) 12~32ページ 建て

発行部数 5万9000部

購読料 年間1万1340円
(郵送料、消費税込み)

見やすく分類された紙面構成

総合面

観光行政、団体などの時事ニュース

旅行業・運輸

旅行動向、旅行商品、人事異動など

国際観光

訪日外客動向、アジアニュースなど

旅館・ホテル・施設・団体

新装、改装、設備投資、業界活動など

地域観光

観光スポット、イベント、地域振興など

商品・トレンド

経営に役立つ商品、トレンド情報

購読のお申し込みは

観光経済新聞社

〒110-0008
東京都台東区池之端 2-7-17 井門池之端ビル

TEL : 03-3827-9667

FAX : 03-3827-9730

E-mail : info@kankokeizai.com

支局＝北海道・東北・西日本

世界遺産登録までの道のり

イコモスって何?!

庄司 正昭

(しょうじ まさあき)

国士舘大学 21世紀アジア学部教員。旅行業者・添乗員派遣会社等に勤務。添乗回数は海外国内を合わせ400回を超える。



2018年7月、中東のバーレーンの首都マナマで開かれたユネスコ世界遺産委員会で、日本から新しい世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産=長崎県、熊本県」が誕生しました。

「禁教期にもかかわらず、密に信仰を継続した潜伏キリシタンの独特の文化的伝統証拠」として、現存する国内最古の教会で国宝の大浦天主堂、島原の乱の舞台となった国指定史跡の原城跡など12の構成資産が登録されました。



長崎の大浦天主堂

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」

- ① 原城跡（南島原市）
- ② 平戸の聖地と集落<春日集落と安満岳>（平戸市）
- ③ 平戸の聖地と集落<中江ノ島>（平戸市）
- ④ 天草の崎津集落（熊本県天草市）
- ⑤ 外海の出津集落（長崎市）
- ⑥ 外海の大野集落（長崎市）
- ⑦ 黒島の集落（佐世保市）
- ⑧ 野崎島の集落跡（小値賀町）
- ⑨ 頭ヶ島の集落（新上五島町）
- ⑩ 久賀島の集落（五島市）
- ⑪ 奈留島の江上集落 <江上天主堂とその周辺>（五島市）
- ⑫ 大浦天主堂（長崎市）

1978年にエクアドルのガラパゴス諸島など12件が世界遺産の第1号として登録されました。

簡単に世界遺産といいますが、長い道のりを経て世界遺産登録が実現します。登録時に必ず登場するのが「イコモス」という名前です。「イコモス」とは、いったい何でしょうか？

今回は世界遺産登録までの流れを確認していきます。

世界遺産登録までの流れを簡単にまとめると以下のようになります。

- 1.各国が世界遺産条約を締結する。
- 2.自国内の世界遺産暫定版推薦書を作成し、ユネスコの世界遺産センターに提出。
- 3.暫定一覧表の中から要件が整ったものを世界遺産センターに推薦。
- 4.世界遺産センターが専門機関(ICOMOS,IUCN)に現地調査を依頼。
- 5.専門機関が調査結果を世界遺産センターに報告(勧告)。
- 6.ユネスコ世界遺産委員会が候補地を審査、世界遺産リストへの記載を決定。

1、2、3について

世界遺産登録を目指す国は、最初に世界遺産条約を締結します。台湾に世界遺産が無いのは、現時点で国連が台湾を国家として認めていないから…といわれます。

現在191カ国が締結していますが、締結国となるには、ユネスコの加盟国である必要は必ずしもありません。実際、かつてユネスコ脱退中のアメリカから世界遺産が登録された…という例もあります。



ユネスコと世界遺産のマーク

次に、各国は暫定リスト(=世界遺産候補のリスト、5～10年以内に世界遺産登録を目指すもののリスト)を作成し、推薦の要件が整ったものを世界遺産センターに推薦します。推薦候補は、文化遺産は文化庁と内閣官房が、自然遺産は環境省と林野庁が基本的に決定します。

4、5について

推薦書を受理した世界遺産センターは、文化遺産はICOMOS(=イコモス・国際記念物遺跡会議)、自然遺産はIUCN(=アイユースシーエヌ・国際自然保護連合)などの専門機関に、世界遺産として相応しいかどうかの調査を依頼します。この現地調査の結果を世界遺産センターに報告しますが、この調査結果の報告は「イコモス勧告」、「アイユースシーエヌ勧告」とも呼ばれ、以下の4つに分かれます。

- (1) 登録
- (2) 情報照会(=世界遺産としての価値は認めるが、現状では登録に不十分なので、追加情報が必要、登録保留)
- (3) 登録延期
- (4) 不登録

羽田空港からの観光・送迎 貸し切りバスをお探しなら



車庫から羽田空港まで**5分**

関自旅第158号

羽田空港交通株式会社



■JGALA2016

新運賃制度にも合理的に適用でき、安心して貸切バスをご利用できます。

大型バス60人乗り、大型バス53人乗りサロン、大型バストイレ付サロン、マイクロバススーパーロング用途によってお選びいただけます。



■マイクロ573



■マイクロ432

■企業送迎・学校送迎など定期送迎もお任せください。安全運行・確実な送迎で承ります。

お申込みは 羽田空港交通株式会社

TEL 03-6423-8519 FAX 03-6369-3436

本社：東京都大田区東糀谷3-15-5 車庫：東京都大田区羽田旭町10-1

- 東京事業所：東京都江戸川区南葛西6-20-13-102
 - 神奈川事業所：神奈川県川崎市川崎区東扇島90
 - 千葉事業所：千葉県木更津市本郷1-11-23
- 〔ホームページアドレス〕 <http://haneda-bus.com/>
〔メールアドレス〕 info@haneda-bus.com

前頁より

この勧告がその後の世界遺産委員会に大きな影響を及ぼします。現地調査が実質的な世界遺産決定の実力者…などといわれますが、今のところイコモスの登録勧告は、事実上の世界遺産登録となります。今回の「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は登録を勝ち取ったものの、同時に推薦した「奄美大島、徳之島、沖縄島北部および西表島」は、IUCNから「登録延期」を勧告されたため、今年度の推薦をいったん取下げました。遺産登録に必要な条件のうち、遺産としての価値と保護管理はクリアしたものの、遺産区域の設定に問題があったと指摘されています。

この件は残念な結果でしたが、2007年にイコモスの登録延期勧告を受けた「石見銀山遺跡とその文化的景観」は、この結果を覆し同年2007年に世界遺産に登録されました。また、「平泉－仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺産群」は、2008年のイコモス勧告では「登録延期」でしたが、再度の推薦により2011年に世界遺産に登録された…という例もあります。



石見銀山 (2007年世界遺産登録)

8月1日から鹿児島－奄美大島路線には、新しくスカイマークも参入しました。経済界の協力も経てぜひ「奄美大島、徳之島、沖縄島北部および西表島」を世界遺産に登録したいものです。

6.について
専門機関からの調査結果を受け、世界遺産委員会で世界遺産登録の可否が最終的に決定されます。2018年7月現在、世界遺産の登録件数は1,092件で、うち日本は文化遺産18件、自然遺産4件の22件です。世界遺産委員会は21か国で構成され、委員国の任期は6年とされています。(公平を図るために自発的に4年で任期を終えることを求められています)

現在、日帰りバスツアーで世界遺産を訪れる場合、たとえば東京発日光行き、富岡製糸場行き、葦山反射炉行き、などの場合、基本的にガイドさんは現地ガイドになります。それを踏まえ、世界遺産到着前にバスの中で今回訪れる世界遺産の簡単な説明にプラスして、「世界遺産登録までの流れ」をお話すると、お客様はより興味深く聞いてくださるようです。



富岡製糸場 (2014年世界遺産登録)

添乗員はガイドさんではないので、お客様からガイドさん並みの説明を求められることは基本的にはあまりありませんが、知識が豊富なことも添乗員の評価につながる以上、バスの中でしっかりとしたご案内をしたいものです。

おばんざい金器御飯 2,000円

おばんざい山科 1,260円

松花堂幕の内 840円

大阪府・大阪市
**行楽弁当からこだわりの京風弁当「おばんざい」まで
手作り料理 れんが亭**

仕出し弁当をはじめお花見などの行楽弁当、会議用のお弁当、運動会、などスポーツ祭の行事用のお弁当、法要など慶弔用の会席のお弁当も賜ります。また、当店のこだわり弁当として四季折々の旬の食材を使った女性に人気の京風弁当「おばんざい」シリーズも好評です。

「お弁当の種類」 行楽用弁当(4種)、おばんざい(5種)、日替わり幕の内(7種)、イベント・会議・会席弁当(5種)、ロケ弁当(3種)、会席弁当(5種)、れんが亭オリジナル弁当(4種)、洋風オードブルも承ります。※季節により内容等が変更の場合もございますのでお問合せください。

■営業時間…8時～16時 ■定休日…年中無休

■住所…〒556-1002
大阪府大阪市浪速区桜川3-15-16
フリーダイヤル 0120(377)668
TEL 06(6561)7766
FAX 06(6561)7766
WEB <http://www.bentou.jp>

モーリヤ厳選牛ステーキ

菊の紋章が神戸牛の証

最大40名様までご利用可

兵庫県・神戸市
**神戸牛を扱って百三十余年！
神戸ステーキレストラン モーリヤ三宮店**

全席鉄板を目の前にしたお席で、最高のステーキをシェフが丁寧に焼き上げます。神戸牛を筆頭に神戸牛の素牛である但馬牛の血統を強くひくモーリヤ厳選牛もおすすめてです。三宮店の階下にロイヤルモーリヤ、徒歩で30秒の所に本店がございます。

「お料理」コース料理(税別)
ランチコース 3,700円～15,800円
ディナーコース 5,500円～16,400円

「施設内容」座席40席

「営業時間」ランチ 11時～15時
ディナー 15時～22時(21時L.O.)

■交通のご案内…JR三宮駅より徒歩3分
阪急神戸三宮駅西口より徒歩1分
阪神高速神戸線京橋ICよりお車で約8分

■住所…〒650-0012
兵庫県神戸市中央区北長狭通1丁目9-1 第一岸ビル3F
TEL 078(321)1990
FAX 078(321)1995
WEB <http://www.mouriya.co.jp>

外観

渓流の湯

灯小路へのアプローチ

本館和室

「竹林の湯」大浴場

熊本県・黒川温泉

日常を離れ、四季折々の自然と温泉の寛ぎを味わう癒しの宿
湯峡の響き 優彩

筑後川の源流沿いに建つ和風旅館。四季折々に変化する大自然の中でどこにもないとびっきりの湯絵巻をお楽しみ下さい。

「お部屋」和室が中心ですが和洋室、露天風呂付特別室の他超人気の別館「灯小路」につき、本館「灯小路がオ」ブンいたしました。

●チェックイン／15時 チェックアウト／10時
和30／洋2／和洋21／その他2

「お料理」山の素材中心の和食の創作会席。
●食事処 タ・朝食／部屋または食事処
「その他特色」黒川温泉の趣向をこらした露天風呂めぐり入湯手形が好評です。

	平日・休日	休前日
1室2名	16,950円	17,950円
1室4名	16,950円	17,950円
1室3名	16,950円	17,950円
1室5名	19,050円	20,050円

※小学生は大人料金50%、
※[特]12/31～1/3
※1室利用人数2名～5名

■料金 1泊2食・税込(大人1名)

■交通のご案内…大分自動車道日田ICより50km
豊肥線 阿蘇駅よりバスで50分

■住所…〒869-1240
熊本県阿蘇郡南小国町満願寺北黒川6554
TEL 0967(44)0111
FAX 0967(44)0115
WEB <http://www.yusai.com/>

店内

外観

料理一例

静岡県・御殿場市
**産地直送の旨み「かに料理」の真髄を存分に
御殿場 甲羅本店 八宏園**

美味しい「かに」を存分に味わつたため、鮮度と品質を追求。産地直送の旨みたっぷり、自慢のタラバ蟹・ズワイ蟹をふんだんに盛り込んだ蟹会席料理をはじめ、各種蟹御膳などをお楽しみいただけます。また、店内は白木を中心とした木のぬくもりに溢れ、全席個室。テーブル席を中心に和風のお座敷もご用意しております。

■特長…100名様まで収容可能な宴会会場を完備
■営業時間…平日17時～22時30分 ランチ…11時～15時 土・日11時～22時30分
■定休日…年中無休(駐車場有り)

■交通のご案内…JR御殿場線 御殿場駅西口徒歩15分
静岡県御殿場市ぐみ沢1240
TEL 0550(88)3333
FAX 0550(88)3335
WEB <https://www.yudai.co.jp/kori/shop/gotenba.html>

着物姿にて金沢の町を散策

かわいい小物も取り揃え

人力車に乗って記念撮影

石川県・金沢市
**着物で思い出に残る旅を演出
近江町市場の着物レンタルあかり**

城下町の面影が多く残る金沢で、綺麗な着物姿に変身して思い出に残る旅を!!創業97年の老舗呉服店「丸年」が運営する着物レンタル店「あかり」なら手ぶらでOK!着付けからヘアセットまでお任せください。フォトスタジオも併設。お手頃なセットプランをご用意しておりますので、観光の途中でも気軽にご利用いただけます。今なら、あかりオリジナル!近江町市場で使えるグルメクーポンマップをプレゼント。

【特典】9月・2月は記念撮影1枚プレゼント。あかりオリジナル紙付き。

【料金】スタンダードプラン1日4,900円(税抜他、観光地ロケ撮影コースや観光人力車コースなど各種プランをご用意。セットプランには着物、帯、バック、草履の他に足袋・肌着・傘が日傘が含まれています。

【営業時間】9時から18時
【定休日】水曜日

■交通のご案内…JR金沢駅下車徒歩10分
■住所…〒920-0916
石川県金沢市下松原町49
TEL 076(201)8119
FAX 076(231)0758
WEB <http://www.akari-kanazawa.jp>

平成30年6月・7月 正会員退会者

● 平成30年6月分

登 録 番 号	名 称	代 表 者
北海道 3-706	エコトラベル(株)	林 まり子
埼玉県 3-191	東武観光大宮案内所	古川 信彦
東京都 3-1945	(株)ホワイトトラベル	小澤 總皓
東京都 3-2456	慶応チャーニイサービス	太田 栄紀
東京都 3-3186	(株)スポーツデザイン研究所	上柿 和生
東京都 3-6624	(株)アチーブゴール	渥美修一郎
東京都 3-6884	東興(株)	周 鵬
東京都 3-7133	日本観光旅行(株)	清水 新生
長野県 3-579	(株)日華里優人旅行社	岡部恵久子
静岡県 3-628	ヒカリツーリスト	村松 光
愛知県 2-822	(株)NTセブンス	疋田 亮
三重県 3-166	(株)都ツーリスト	西村 透
大阪府 2-1188	(株)ヒューマンハート観光	近藤 正人
大阪府 3-1645	関西トラベルエージェンシー	金子 延久
高知県 3-69	(有)足摺交通	田村 和守
宮崎県 2-88	アイ観光(株)	濱田 和繁
鹿児島県 2-237	(有)トラベルひまわり	橋口 修治

● 平成30年7月分

登 録 番 号	名 称	代 表 者
北海道 3-717	錦和観光(株)	恒川 正明
山形県 2-237	(有)山形E旅	金田 史生
埼玉県 3-603	引間商事(有)	引間 剛
千葉県 3-894	東武ほそだ観光	細田 博夫
東京都 3-2921	(株)平成旅行開発	栗原 昭治
東京都 3-6896	(株)TKCインターナショナル	朱 麗容
神奈川県 2-503	(株)ビーエス観光神奈川	真川 明
新潟県 3-294	(株)いい旅	星野 昭雄
岐阜県 3-253	エスケイ観光開発(株)	下城 みき
静岡県 3-359	(株)スルガ観光	渡邊 一浩
京都府 3-720	ファンズ(株)	樊 毓秀
兵庫県 3-219	(株)極東観光社	植村 秀雄
兵庫県 2-352	(株)ミツワ	船岡 史朗
奈良県 2-202	吉野大峯ケーブル自動車(株)	内田 恭
長崎県 2-56	長崎倉庫(株)	中部憲一郎

平成30年6月・7月 正会員入会者

● 平成30年6月分

登 録 日 入 会 日	登 録 番 号	名 称	代 表 者	登 録 日 入 会 日	登 録 番 号	名 称	代 表 者
H30.06.14 H30.06.20	北海道 3-745	(一社)ノード	廣瀬 正明	H30.06.19 H30.06.19	愛知県 2-1445	(株)田原観光情報サービスセンター	鈴木 喜玄
H30.06.18 H30.06.22	北海道 3-746	ゴーアブ(株)	岡崎 真	H30.06.21 H30.06.25	愛知県 2-1447	(株)マキノ	牧野 良信
H30.06.20 H30.06.27	北海道 3-747	(株)北旅インターナショナル	柏木啓次郎	H23.01.24 H30.06.12	三重県 2-339	(株)起点	班 旭辰
H30.06.04 H30.06.19	岩手県 2-236	(株)かまいしDMC	野田 武則	H30.06.15 H30.06.19	三重県 3-375	Welcome to いせしま(株)	加藤 倫之
H30.02.07 H30.06.12	宮城県 3-388	(一社)気仙沼観光コンベンション協会	加藤 宣夫	H30.05.25 H30.06.01	和歌山県 2-310	(一社)高野山麓ツーリズムビューロー	堀切 久壽
H30.06.06 H30.06.08	秋田県 3-147	(一社)田沢湖・角館観光協会	佐藤 和志	H30.06.19 H30.06.26	和歌山県 3-311	(有)トラベルワールド	潮崎 廣明
H30.06.12 H30.06.15	福島県 3-369	会津西トラベル(株)	真鍋 大輝	H30.06.11 H30.06.14	島根県 3-95	奥出雲観光(株)	陶山 由郎
H30.06.12 H30.06.18	福島県 3-370	たび・旅倶楽部	鎌倉 守保	H30.06.04 H30.06.12	岡山県 3-398	(一社)玉野コミュニティ・デザイン	京谷 潤
H30.06.19 H30.06.26	栃木県 3-718	JSPLトラベル	佐藤 勝人	H30.05.14 H30.06.12	広島県 3-432	ARK(株)	ウヰー・株式会社
H10.07.17 H30.06.12	群馬県 3-373	多野観光(株)	竹内喜久男	H30.06.08 H30.06.19	徳島県 3-165	(株)AWA-RE	榮 高志
H28.02.26 H30.06.12	埼玉県 2-1174	(有)増田総業	増田 俊行	H30.06.07 H30.06.14	香川県 2-252	四国汽船(株)	野崎ひとみ
H30.06.05 H30.06.08	埼玉県 2-1228	(有)エスケー交通	佐藤 弘一	H30.06.07 H30.06.11	愛媛県 2-203	(株)オキノ	沖野 健三
H30.06.12 H30.06.20	埼玉県 3-1229	(株)アルスコム	張 進	H19.12.04 H30.06.12	福岡県 3-679	(株)トラベル北九州	桑園 健二
H26.10.30 H30.06.12	東京都 3-6842	(株)日栄国際	林 威延	H25.05.29 H30.06.12	福岡県 3-769	(株)ひまわり観光	大村 敏雄
H28.11.10 H30.06.12	東京都 2-7256	(株)ジャクパ・エデュケアサポート	三井 光浩	H30.03.06 H30.06.12	福岡県 3-888	(一社)新宮町おもてなし協会	堀田 晴夫
H29.07.20 H30.06.12	東京都 3-7409	(株)ANP	南 壮栄	H30.04.11 H30.06.12	福岡県 3-892	(株)TN	木佐木久稔
H29.12.07 H30.06.12	東京都 2-7472	あうたび(合同)	唐沢 雅広	H30.06.12 H30.06.13	福岡県 2-897	勝山自動車(株)	廣石 敏文
H30.05.31 H30.06.05	東京都 3-7585	(株)アール・シー・ティー・ジャパン	福島 嘉之	H30.06.12 H30.06.19	福岡県 2-898	イトウ建機リース(株)	伊藤 大介
H30.06.07 H30.06.07	東京都 2-7590	(株)龍橋伊	頼 雨函	H30.06.20 H30.06.22	佐賀県 3-80	(NPO)唐津・玄海観光交流社	坂口 孝徳
H30.06.14 H30.06.18	神奈川県 3-1126	(株)ひまわり旅行	田所 伸一	H30.06.20 H30.06.22	佐賀県 3-81	(株)旅ひろば	小宮健太郎
H30.06.20 H30.06.29	神奈川県 3-1128	(合同) 湘南プレミアムWedding	安田千名美	H30.06.15 H30.06.20	鹿児島県 地-262	こしきツアーズ(株)	齋藤 智顕
H30.06.11 H30.06.20	山梨県 3-312	(一社)山中湖観光協会	高村 照己	H30.06.01 H30.06.12	沖縄県 2-404	(株)星亜商事	李 軍鋒
H25.04.03 H30.06.12	静岡県 3-607	なゆたトラベルサービス	河合 光夫	H30.06.11 H30.06.14	沖縄県 3-405	(一社)伊江島観光協会	古堅 幸一
H30.06.01 H30.06.08	静岡県 3-663	豆の木トラベル	清 優介	H30.06.19 S52.11.04	栃木県 2-717※	(株)茂木トラベル	川田 祐一
H30.06.20 H30.06.29	静岡県 2-664	(公財)静岡市体育協会	小嶋 善吉	H30.06.08 H13.10.03	徳島県 3-164※	徳島ワイケイ観光	片山 義規

● 平成30年7月分

登 録 日 入 会 日	登 録 番 号	名 称	代 表 者	登 録 日 入 会 日	登 録 番 号	名 称	代 表 者
H30.07.27 H30.07.31	北海道 2-748	(株)エルディ	横山 清	H30.07.19 H30.07.27	東京都 2-7614	(株)REA	坂田敬次郎
H30.07.09 H30.07.18	宮城県 2-390	(株)インアウトバウンド仙台・松島	西谷 雷佐	H30.06.27 H30.07.03	神奈川県 3-1130	(株)はるか	篠崎 亮一
H30.07.24 H30.07.25	茨城県 3-652	つくば観光公社	大山 勝之	H30.06.29 H30.07.03	新潟県 地-419	サンフロンティア佐渡(株)	堀口 智顕
H30.06.19 H30.07.06	栃木県 地-719	Kuriyama Go Travel	疋野 吾一	H30.07.10 H30.07.25	愛知県 2-1448	岡崎旅行社	藤嶋 尚之
H30.06.28 H30.07.05	東京都 3-7597	ココロトラベル(合同)	デルベ アクセル	H30.07.03 H30.07.11	京都府 3-747	(株) TRIP INN	井上 大輝
H30.07.05 H30.07.09	東京都 3-7599	(株)ツアープラス・ワン	倉西 芳次	H30.07.12 H30.07.13	大阪府 2-2949	(株)ジャパックス	大塚 光二
H30.07.05 H30.07.05	東京都 2-7600	(合同) 旅研究所	増田 悦久	H30.07.09 H30.07.10	大阪府 2-2950	(有)武元重機	武元 俊二
H30.07.05 H30.07.05	東京都 3-7605	(株)マイフェイバリットパート	鈴木 英雄	H30.07.24 H30.07.26	大阪府 2-2954	旅いろいろ	山本 絹代
H30.07.12 H30.07.20	東京都 3-7606	安騰(株)	寺本 岡	H30.07.26 H30.07.30	大分県 3-216	(株)豊後ドリームラボ	佐藤 洋
H30.07.12 H30.07.23	東京都 3-7608	WAHUUUUU Travel	関根 宏明	H30.07.31 H27.02.06	福岡県 3-903※	スポーツネットトラベルサービス(株)	大淵 亨生
H30.07.12 H30.07.13	東京都 3-7609	スマイニー観光(株)	中野 陽介				

登録番号の※印は当協会制度による「会員資格継続」を、地は「地域限定旅行業」を示す。「名称」の(公財)は公益財団法人、(一社)は一般社団法人、(合同)は合同会社、の略称を示す。



毎日開催！鳥唄三線ライブ



沖縄県産の旬の食材



恩納サンセットモールの入り口

W E B http://www.chinuan.com

TEL 098(996)2438

FAX 098(996)2356

「料理」飲食店でありながらセリ権を持っているので県内各地の漁港から朝市で競り落としてきた県産のカラフルな魚が味わえる。また、調理法も豊富で、沖縄伝統マリス煮や刺し身・握りセツトなど余すことなく堪能できる。

「その他の特色」解放感にあふれた2階大広間のテーブル席。1階個室は、お部屋ごとに沖縄の島々の名前が付いた琉球古民家風の造り。団体でご利用のお客様には、2階大広間座敷席が便利です。

■営業時間…17時～24時(LO23時)

■定休日…年中無休 ■駐車場有り

■交通のご案内…沖縄自動車道許田ICから車で10分

■住所…〒904-1040

沖縄県国頭郡恩納村字名嘉真2199-1

島唄三線ライブと本格派沖縄料理が楽しめる

沖縄料理ちぬまん

恩納サンセットモールの店

赤瓦屋根が印象的な琉球古民家風の店構えが目印。毎日開催の三線島唄ライブで新鮮地魚の沖縄料理と島酒をたっぷりご堪能下さい！



天草の海の幸



露天風呂



和室

W E B http://www.yousinsato.com

TEL 0969(622)1775

FAX 0969(622)1776

熊本県・上天草市

天草の素朴な漁師村に佇む隠れ宿

旅館 漁師の郷

知る人ぞ知る奥天草の隠れ宿。木のぬくもりが溢れる宿で天草の海の幸を堪能。

「お部屋」手作り家具名人が室内の家具を手がけています。手作りならではの温かさが伝わる空間でやすらぎに満ちた時間をお過ごしください。

●チェックイン/16時 チェックアウト/10時

「お料理」口コミでも評判!!天草で獲れた新鮮魚介の活造りをはじめ、豪快漁師料理をお楽しみください。

■客室数…和9 総客数9室

■料金…1泊2食、税抜大人1名

平日・休日	平日前
1室1名以上	12,420円
1室2名以上	13,500円
1室3名以上	12,960円
1室4名以上	14,040円
1室5名以上	12,960円
1室6名以上	14,040円
1室7名以上	12,960円
1室8名以上	15,120円

※(1室利用人数2名～5名)

※【特】4/29～5/6、8/11～8/15、12/29～1/5

■交通のご案内…JR三角駅から船で松島港へ(送迎有)九州自動車道松浦ICより車で約90分

■住所…〒866-10203

熊本県上天草市龍ヶ岳町樋島2702

熊本県上天草市龍ヶ岳町樋島2702

< 全旅より新しいサービスのお知らせ >

対面型カード決済サービス

対面決済で
ご利用可能!!

全旅ペイメント × Airペイ



必要なのは **iPad** または **iPhone** と
専用カードリーダー だけ
おトクでカンタン、気軽に導入できます

※加盟店契約は、決済サービス「Airペイ」を提供する
株式会社リクルートライフスタイルとの契約になります。

メリット
1

決済手数料 は 業界最安水準 ※2

Visa / Mastercard®



1.45% ※1

JCB / American Express / Diners Club / DISCOVER



3.74%

※1 決済手数料1.45%はVisa、Mastercard®のみとなります。 ※2 2017年4月1日時点

メリット
2

振込手数料・月額利用料

無 料

※初期費用として、専用カードリーダー代19,800円が
必要となります。
※iPadまたはiPhoneは、お客さまにてご用意いただきます。

メリット
3

最新のセキュリティで
安心・安全

読み取ったカード情報は、暗号化され
iPadまたはiPhone、専用カードリーダーに残らないため、
安心・安全な取引が可能です。

お申込み内容に不備がない場合、審査結果のメール通知まで3週間程度の期間が必要となります。
また、メール通知後、1週間程度で専用カードリーダーを配送いたします。
※目安の期間となりますので、審査状況、配送状況、およびカード会社の事情により、さらにお時間がかかる可能性があります。

お申込み
お問合せ



株式会社 全旅 〒104-0061 東京都中央区銀座1-15-4 銀座一丁目ビル6F
TEL.03-5250-7856 (9:00~17:30 / 土・日・祝 休み)

半年で100件の
加盟実績!
続々と受入施設
増加中!

全旅クーポン会

全旅の
シンプル
クーポン

全国約11,300軒の
施設へ送客可能!

入会のご案内



1
シンプル
精算

月に一度の後精算!

毎月21日~翌月20日発券分
を一括ご請求。
お支払いは翌々の20日。
受入施設毎に掛かる事務処
理や振込手数料の経費を大
幅削減。



2
シンプル
入会条件

新制度入会条件!

連帯保証人を原則代表者1名
に変更。(個人事業主の場合は
代表者以外の1名)
月次発券限度額は保証金の10
倍に統一。



3
シンプル
スタート

特別な機器不要!

クーポンご利用で特別な機器
やソフトウェアは不要。
パソコン・プリンター・A4用
紙・インターネットのみのご
用意。

預託保証金 + 連帯保証人 = 月次発券限度額

	20万円~300万円	原則代表者1名	保証金×10倍
旧入会条件	20万円~200万円	1~2名	100万円~2,000万円

- 加盟受入施設への100%保証を実施している為、ご入会には審査が必要です。
- 連帯保証人なしの設定も可能。その場合、銀行保証(保証金20万円)または保証金のみを預託いただき、月次発券限度額は銀行保証取付額または預託保証金の1/2相当額とし、発券保証料はいただきません。
- 入会から1年間は保証金200万円/月次発券限度額2,000万円が上限となります。(準会員からの移行は除く)
- 月次発券限度額を超える発券はできません。
- 入会後に月次発券限度額引上げをご希望の場合は、保証金の変更により引上げが可能です。
- 準会員制度の変更はございません。

全旅クーポンの発券には全旅クーポン会へのご入会(正会員・準会員)が必要です。
詳しくは、下記までご連絡ください。

お問い合わせ | 株式会社全旅 クーポン事業部 (一社)全国旅行業協会 事務受託会社
資料ご請求先 | TEL:03-5250-2088 FAX:03-5250-2085
E-Mail: coupon@zenryo.co.jp



機内、車内ですぐに役立つ

ギブアウェイ

軽い!!

安い!!



★見本品請求歓迎!★



いつでも清潔【ビニール袋入り】

特殊スリッパ専門メーカー
スリッパを は く よ
0120-380-894
<http://www.throne.co.jp>
 E-mail: tis@throne.co.jp
 〒190-0022 東京都立川市錦町6-28-33
 TEL042-524-1227 FAX042-524-1622

当選者5名様 にクオカードが当たる!

パズルでひと息

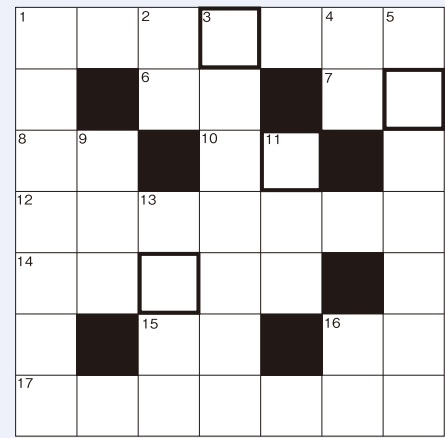
- ①セブンイレブン、ローソン、ファミリーマートなど一〇〇〇〇〇〇〇ストア。
- ②ヒキガエルの俗称。
- ③世間の論議を引き起こすこと。
- ④いろいろな読み方が一い、はん、まま、まんま、〇〇。
- ⑤初期のものはアーリーバードとかラニーバードとよばれた人工衛星。
- ⑥ホンダのヒューマノイド・ロボット。
- ⑦夏の花火大会や釣りの道具箱には〇〇〇〇がいっぱい。
- ⑧2005年、実在の紳士靴メーカーがモデルになっているコメディ映画「〇〇〇〇ブーツ」
- ⑨前田利家の妻一〇〇

- ⑩仰韶文化・竜山文化とも。
- ⑪花咲か爺さんがイヌのお墓に植えた木。
- ⑫ロウソクにも、しっかりした子供にも、〇〇がある。
- ⑬夏、屋上の〇〇ガーデン。
- ⑭「三国志」中の「魏書」第30巻烏丸鮮卑東夷倭人条。
- ⑮return home loaded with honors.
- ⑯衣桁とも、幅は肩はばぐらい。
- ⑰冷やしたりツブしたり。
- ⑱〇〇トウヤユミ一旧姓は荒井由実。
- ⑲Tシャツ・肌着・スポーツウェアなどに使われるちょっと厚めの〇〇〇〇〇〇〇〇。

プレゼント

ハガキに答えと会社住所・社名・氏名・所属支部・旅行業登録番号・本誌の感想を書いて、お送り下さい。〒107-0052 東京都港区赤坂4-2-19 赤坂ジャストビル3F 全国旅行業協会「パズル」係 正解者の中から抽選で5名の方にクオカード千円分を差し上げます。締め切りは、10月25日。商品の発送をもって発表にかえさせていただきます。なお、正解は次号に掲載します。

黒太枠に入る字の順序を考え、答えを見つけてください。
「ヒント」毎日目にします・・・



7・8月号のパズルの答え

タ	イ	ジ	ユ	ノ	カ	ゲ
ン	コ	ウ	シ	ケ	ツ	
ゲ	タ	シ	コ	コ	コ	
ダ	イ	ゴ	テ	ン	ノ	ウ
ン	コ	ツ	ブ	カ		
ベ	コ	セ	ユ	メ		
イ	ツ	タ	ン	モ	メ	



全旅協の動き

8月1日～9月30日

- 8月3日(金) 観光立国推進協議会第1回幹事会(東京)
- 8月8日(水) 平成30年度旅行業務取扱管理者定期研修(広島)
- 第13回軽井沢スキーバス事故対策検討委員会(東京)
- (公社)日本観光振興協会 第2回企画委員会(東京)
- 平成30年度旅行業務取扱管理者定期研修(東京)
- 東北地方支部長連絡会(福島)
- 8月22日(水) 監事監査(第1/四半期)
- 8月23日(木) 平成30年度第1回研修実務小委員会
- 8月27日(月) 第55回苦情弁済委員会
- 8月28日(火) 第40回総務財務委員会
- 9月2日(日) 平成30年度国内旅行業務取扱管理者試験(全国9都市13会場)
- 9月6日(木) (株)全旅第7回取締役会(東京)
- 9月7日(金) 旅行業公正取引協議会第4回理事会(東京)
- 苦情対応勉強会(長崎)
- 9月13日(木) 中国地方支部長連絡会(広島)
- 9月19日(水) 第101回試験研修委員会
- 苦情対応勉強会(茨城)
- 9月20日(木) 平成30年度旅行業務取扱管理者定期研修(香川)
- 9月21日(金) 第36回指導調査広報委員会(東京)
- 9月26日(水) 第20回常任理事会(福島)
- 9月27日(木) 第11回支部長連絡会(福島)

()内は開催地。無記載は全旅協本部事務局

渡航情報(スポット情報)

問い合わせ先

- ◆外務省領事局 領事サービスセンター(海外安全担当)
 TEL: 03-5501-8162(直通) TEL: 03-3580-3311(代表)(内線 2902・2903)
 平日 9:00～12:30/13:30～17:00 土日祝日は休み
- ◆インターネット/外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

全旅協〈旅行災害補償制度〉で

安心をシッカリとかたちにしています。



幹事会社／損害保険ジャパン日本興亜株式会社



副幹事会社／三井住友海上火災保険株式会社



A I G 損 害 保 険 株 式 会 社



東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社



「全旅協旅行災害補償制度」のお問い合わせは、下記
までお願い致します。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

企業営業第八部第四課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

TEL.03(3231)2201